

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成27年2月12日

**【会社名】** 株式会社ショーケース・ティービー

**【英訳名】** Showcase-TV Inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役 森 雅弘

**【本店の所在の場所】** 東京都港区赤坂三丁目21番13号

**【電話番号】** 03-5575-5117（代表）

**【事務連絡者氏名】** 取締役 管理本部本部長 佐々木 義孝

**【最寄りの連絡場所】** 東京都港区赤坂三丁目21番13号

**【電話番号】** 03-5575-5117（代表）

**【事務連絡者氏名】** 取締役 管理本部本部長 佐々木 義孝

**【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】** 株式

**【届出の対象とした募集（売出）金額】**

募集金額	
ブックビルディング方式による募集	214,200,000円
売出金額	
（引受人の買取引受による売出し）	
ブックビルディング方式による売出し	252,000,000円
（オーバーアロットメントによる売出し）	
ブックビルディング方式による売出し	75,600,000円

（注）募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

**【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	150,000(注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成27年2月12日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成27年2月26日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 上記とは別に、平成27年2月12日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式45,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

## 2 【募集の方法】

平成27年3月9日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成27年2月26日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める有価証券上場規程施行規則第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に依る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	150,000	214,200,000	115,920,000
計(総発行株式)	150,000	214,200,000	115,920,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成27年2月12日開催の取締役会決議に基づき、平成27年3月9日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,680円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は252,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」に当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

## 3 【募集の条件】

## (1) 【入札方式】

## 【入札による募集】

該当事項はありません。

## 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

## (2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成27年 3月11日(水) 至 平成27年 3月16日(月)	未定 (注) 4	平成27年 3月18日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成27年 2月26日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、平成27年 3月 9日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成27年 2月26日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成27年 3月 9日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成27年 2月12日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成27年 3月 9日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成27年 3月19日(木) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込み在先立ち、平成27年 3月 2日から平成27年 3月 6日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たっては、取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

## 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

## 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 赤坂支店	東京都港区赤坂三丁目2番6号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

## 4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成27年3月18日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。但し、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
高木証券株式会社	大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1-400号		
計		150,000	

- (注) 1. 平成27年2月26日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。  
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成27年3月9日)に元引受契約を締結する予定であります。  
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

## 5 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
231,840,000	6,600,000	225,240,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,680円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

## (2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額225,240千円については、「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限69,552千円と合わせて、新サービスを開発・運用するための費用、業容拡大に伴う人件費並びに人材の採用及び教育に係る費用、販売促進及び認知度向上のための広告宣伝費等として計294,792千円を充当する予定であります。

具体的には、以下に充当する予定であります(括弧内は充当予定時期)。

新サービス(主にDMP連動広告配信サービス)を開発・運用するためのコンサルティング費用及びサーバ費用27,000千円(平成27年12月期8,000千円、平成28年12月期9,000千円、平成29年12月期10,000千円)

業容拡大に伴い採用予定のシステムエンジニア及びコンサルタント営業職等に係る人件費並びに採用及び教育に係る費用205,000千円(平成27年12月期60,000千円、平成28年12月期75,000千円、平成29年12月期70,000千円)

上記以外の残額は、平成27年12月期以降に既存・新規サービスの販売促進及び認知度向上のための広告宣伝費等の運転資金として充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成27年3月9日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下、「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち 入札による売出し			
	入札方式のうち 入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	150,000	252,000,000	東京都港区 森 雅弘 75,000株 東京都新宿区 永田 豊志 75,000株
計(総売出株式)		150,000	252,000,000	

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,680円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご参照下さい。

## 2【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

## (1)【入札方式】

## 【入札による売出し】

該当事項はありません。

## 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

## (2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付 場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注)1. (注)2.	未定 (注)2.	自 平成27年 3月11日(水) 至 平成27年 3月16日(月)	100	未定 (注)2.	引受人の 本店及び 全国各支 店	東京都中央区日本 橋一丁目9番1号 野村證券株式会社	未定 (注)3.

(注)1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)1.と  
同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、  
申込証拠金には利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出  
価格決定日(平成27年3月9日)に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額  
は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構  
の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行う  
ことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)(ブックビルディング方式)」の(注)  
7.に記載した販売方針と同様であります。



## 3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち 入札による売出し			
	入札方式のうち 入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	45,000	75,600,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 45,000株
計(総売出株式)		45,000	75,600,000	

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少もしくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成27年2月12日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式45,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」をいう。)を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,680円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

## 4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

## (1) 【入札方式】

## 【入札による売出し】

該当事項はありません。

## 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

## (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1	自 平成27年 3月11日(水) 至 平成27年 3月16日(月)	100	未定 (注) 1	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店		

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日(平成27年3月9日)に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
4. 野村證券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2)ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1．東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

### 2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である森雅弘(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成27年2月12日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式45,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式45,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定(注)1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)2.
(4)	払込期日	平成27年4月17日(金)

(注)1．募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、平成27年2月26日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2．割当価格は、平成27年3月9日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成27年3月19日から平成27年4月10日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当に応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主であるニッセイ・キャピタル5号投資事業有限責任組合、SocialEntrepreneur投資事業有限責任組合、MICイノベーション3号投資事業有限責任組合、三菱UFJキャピタル3号投資事業有限責任組合、株式会社三菱東京UFJ銀行、川口浩幸、呉座井克信及び株式会社オプトは、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の平成27年6月16日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、その売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引における売却等は除く。)を行わない旨合意しております。

当社の取締役であり売出人かつ貸株人である森雅弘、当社の取締役かつ売出人である永田豊志、当社の取締役である佐々木義孝、高山慎太郎及び弓削田公司、当社の監査役である小野和典、小島大及び南方美千雄は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の平成27年6月16日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)を行わない旨合意しております。


また、当社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の平成27年9月14日までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成27年2月12日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行なっております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

### 第3 【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

- (1) 表紙に当社の社章  を記載いたします。
- (2) 表紙の次に「1 事業の概要」～「5 業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

## 1 事業の概要 business summary

当社は、「豊かなネット社会を創る」という企業理念のもと、すでに存在するWebサイトやコンテンツを最大限に有効活用しながら「おもてなし」の機能である、Webサイトを「見やすく・わかりやすく・入力しやすく」するクラウドサービス（※1）を提供する事業を展開しております。

昨今、パソコンだけでなくスマートフォンやタブレットなど多種多様な情報機器（デバイス）が次々に登場し、急速に普及してきています。また、それらの利用者も老若男女を問わず幅広い層に広がっており、その利用目的も多岐に渡ります。その一方であまりにも情報や機能が多すぎたり、技術やシステムの都合が前面に出てしまったため、必ずしもすべての人にとって使い易く、便利なものになっているとは言えない側面もあります。

こうした中、当社では国内・海外において数々の特許を取得した独自のWebサイト最適化技術によって、新たにWebサイトを構築することなく、様々な利用者に、様々なデバイスで、様々な利用シーンにおいて、Webサイトを「見やすく・わかりやすく・入力しやすく」するクラウドサービスを提供しています。具体的には、パソコン用に作られたWebサイトであってもスマートフォンからアクセスした利用者に対してはスマートフォンでも見やすい最適なレイアウトへ瞬時に自動変換したり、過去に閲覧・購入をしたWebサイトであればその履歴を瞬時に分析し利用者一人ひとりにとって最適な表示内容に切り替えたり、入力フォーム画面で誤った入力をした場合は何が誤っているのかを瞬時に利用者に教えたり、正しい情報に自動的に変換したりするサービスです。

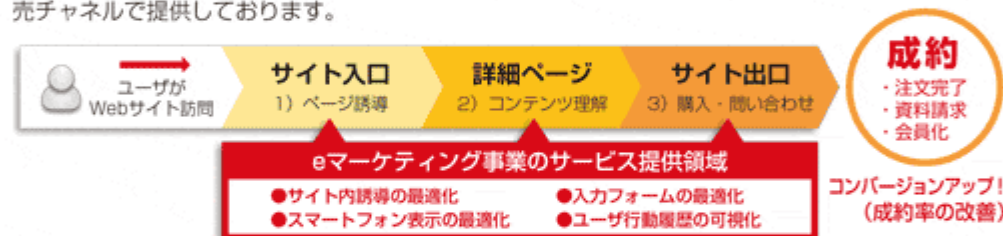


## 2 事業の内容 our business

当社は、独自に開発したクラウドサービスを提供することで顧客の売上拡大に寄与すべく、2つの事業を行っております。1つは、Webサイトを運営する法人向けに、Webサイトにおけるコンバージョン（成約）率アップを支援するeマーケティング事業、もう1つはWebマーケティングのノウハウを活かしECサイトの運営や不動産物件サイト向けのコンテンツ管理システム（CMS）（※2）、スマートフォン用のアプリ開発やWebサイトとの連携機能を実現するクラウドサービスなどを提供するWebソリューション事業です。

### (1) eマーケティング事業

eマーケティング事業は、当社のコア事業です。Webサイトを運営する法人向けに、月額課金を行うクラウド型のサービスとして事業を展開しております。すべてのサービスは顧客が運営するWebサイトを最適化することによって、問題点の可視化とWebサイトの費用対効果を高めることを目的に開発しており、直接販売、代理店販売、OEM販売（提供先ブランド名での販売）の3つの販売チャネルで提供しております。



<p><b>サイト内誘導の最適化</b> ※国内特許取得</p> <p><b>IP-リライザ</b> 「サイト・パーソライザ」は、顧客データベースなどを使わずとも、会員の購買行動や利用履歴などに応じて最適なレコメンドバナーをリアルタイムに判別し、個別に自動表示ができるサービスです。</p> <p><b>ナビキャスト</b> 「ナビキャスト」は、アクセスしてきたユーザの検索キーワード・訪問回数・アクセス元のエリア・閲覧履歴などをリアルタイムに判定し、最適なバナーを切り替え表示するサイト内誘導の最適化サービスです。</p>	<p><b>入力フォームの最適化</b> ※国内特許取得</p> <p><b>ナビキャスト フォームアシスト</b> 「フォームアシスト」は、既存の入力フォームを変更せずに入力に対してリアルタイムに注意メッセージや案内を表示することでユーザの離脱による機会損失を防止する入力フォームの最適化サービスです。 ユーザがどの項目で離脱したのかなど、ユーザごとのエラー率、離脱率、入力時間などを詳細に分析し、入力項目単位での問題点を把握することで的確な改善が可能となります。</p>
<p><b>スマートフォン表示の最適化</b> ※国内・海外特許取得</p> <p><b>ナビキャスト スマートフォンコンバータ</b> 「スマートフォン・コンバータ」は、ユーザがスマートフォンからPC用のWebサイトにアクセスした場合、同時にスマートフォンで見やすいレイアウトに自動変換するWebサイトの表示最適化サービスです。</p> <p><b>ナビキャスト フォームコンバータ</b> 「フォームコンバータ」は、ユーザがスマートフォンからPC用の入力フォームにアクセスした場合、同時にスマートフォンで見やすいレイアウトに自動変換する入力フォーム専用の表示最適化サービスです。</p>	<p><b>ユーザ行動履歴の可視化</b></p> <p><b>ナビキャスト クリックアナリシス</b> 「クリックアナリシス」は、PC用のWebサイトにアクセスしてきたユーザ行動を直感的に分かりやすく可視化し、クリックポイント分析、スクロール分析、点マップ分析などが簡単にできるサービスです。</p> <p><b>ナビキャスト スマートフォンアナリシス</b> 「スマートフォン・アナリシス」は、スマートフォン用Webサイトにアクセスしてきたユーザの行動を直感的に可視化し、スクロール分析、クリック分析、閲覧時間分析などが簡単にできるサービスです。</p>

当事業のサービスは主に顧客のWebサイトにユーザが訪問後、購入や問い合わせ等の入力フォームなどにユーザが入力を行い、商品購入などのコンバージョンに至る過程で、Webサイトから離脱するという機会損失を最小限に抑え、Webサイトにおけるコンバージョンを改善することを目的に開発されております。大別すると3つのカテゴリに分類されます。

### ①入力フォーム最適化サービス

当社の「フォームアシスト」は既存の入力フォームを変更することなく、入力に対してリアルタイムに注意メッセージや案内を表示するサービスです。このサービスはユーザがどの項目で離脱したのかを詳細に分析し、レポートングすることで、入力項目単位での問題点を浮き彫りにし、問題点の正確な把握と離脱率の改善によるコンバージョンアップを実現できるサービスとなっております。

**【エラーメッセージ】**  
誤った文字列が記入されると、その場でエラーメッセージを表示し注意喚起します。

**【文字形式変換機能】**  
テキストボックスの属性に合わせて全角、半角を自動判別切り替えることで入力をスムーズに進められます。

**【ナビゲーションウィンドウ】**  
残り未入力・エラー項目数をリアルタイムにカウントします。サイト運営者のご要望に応じて自由に説明文を入れることもできます。

**【プレースホルダ】**  
入力項目に入力例や入力形式の制御内容を記載することにより、誤った入力を軽減します。

**【送信ボタン変更機能】**  
未完了項目があると次の画面に進めません。またエラー項目がある状態で送信ボタンを押した場合エラー項目の一番上まで自動的にスクロールして戻る機能が利用可能です。

### ②サイト内誘導最適化サービス

当社の「サイト・パーソナライズ」は、ユーザの様々な条件に応じた個別バナーを自動表示することで、One to Oneマーケティング（※3）を実現することを目的としたクラウド型ソフトウェアです。また、Webサイトのトップページやキャンペーンページなどの入口ページにおいては、クリック率等の成果を見ながらデザインなどのこまめな見直しが必須となりますが、「クリックアナリシス」、「スマートフォン・アナリシス」といったツールによって、ユーザがページをどのように閲覧し、操作を行ったかを可視化し、ページ改善のPDCAに必要なマーケティングデータを提供することができます。

例えば購入金額の合計が5,000円以下の場合に、「5,000円以上なら送料無料！」のバナーを表示できます。

ユーザがクリックした場所を、黄色い点マップでビジュアル表示。「どこがクリックされたのか？」をわかりやすく可視化します。

「クリックアナリシス」「スマートフォン・アナリシス」とも、ユーザがどこまでスクロールしてページを見たかを色と%表示で可視化します。

スマートフォンユーザが「どのエリアをどのくらいの時間閲覧（滞在）しているか？」を、折れ線グラフで直感的に可視化します。

100%  
スクロール率の変化  
0%



## ③スマートフォン、スマートデバイスの最適化サービス

当社の「スマートフォン・コンバータ」、「フォームコンバータ」は、スマートフォン専用サイトを制作することなく、既存のPC用Webサイトのコンテンツや入力フォームをスマートフォン表示用に自動で変換し、スマートデバイスで「見やすい」「入力しやすい」最適な表示に変換します。



## 【スマートフォン表示の最適化】

スマートフォンでアクセスしてきたユーザを瞬時に判別し、PC用のWebサイトをスマートフォンで見やすいレイアウトにリアルタイムで自動変換します。

## 【入力フォームの最適化】(スマートフォン専用)

ユーザがスマートフォンからPC用の入力フォームにアクセスした時、瞬時にスマートフォンでも見やすく、入力しやすいレイアウトに自動変換します。





## (2) Webソリューション事業

Webソリューション事業は、コア事業であるeマーケティング事業とのシナジーを期待できる分野であります。自社Webサイトの運営において自社開発ツールを最大限に活用すると同時に、その運用実績やノウハウを、eマーケティング事業にフィードバックすることで、自社開発ツールの改善や顧客へのセールスやコンサルティング業務に役立てております。

Webソリューション事業のサービス		
 <b>仲介名人</b>	 <b>Basketgoal.com</b>	 <b>Go! Store</b>
<p>中小不動産会社向けWebサイトコンテンツ管理システム</p> <p>中小不動産会社に対して、物件登録から検索まで可能なホームページ作成ツールを提供しております。</p>	<p>日本最大級のバスケットゴール専門オンラインショップ</p> <p>当社の「フォームアシスト」、「スマートフォン・コンバータ」などのサービスを活用して、コンバージョンアップに役立てております。</p>	<p>店舗向けクーポン配信スマートフォンアプリ</p> <p>来客促進用クーポンの配信や、近くの店舗検索などの機能を持ったアプリ・パッケージを提供しております。</p>
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>簡単</p> <p>不動産ポータル連動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 不動産物件検索</li> <li>● 物件詳細検索</li> <li>● 公開/非公開のオン/オフ機能</li> </ul> </div> <div style="text-align: center;"> <p>強化</p> <p>SEO対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特許文書・写真</li> <li>● 多言語フォーム最適化</li> <li>● 不動産アプリ連携</li> </ul> </div> <div style="text-align: center;"> <p>素々</p> <p>スマホ対応</p> </div> </div>		

### 3 特許戦略 patents

当社のコア技術に関しては国内・海外で7つの特許を取得しております。特に重要技術となるスマートフォンの変換技術については米国、シンガポール、ブルネイにおいて特許を取得しております。また、当社サービスは、Web最適化のための共通タグ（Javascriptタグ）によって複数のサービスが利用できるワンタグサービスの仕組みも用意されており、Webサイトの全体最適をスピーディに実現し、より効率的、効果的なサイト運営が可能となっております。

<p>●スマートフォン表示の最適化技術（国内） 【特許第4936413号】</p>		<p>●スマートフォン表示の最適化技術（国外） 【米国特許番号 US 8,291,311 B2】 【シンガポール特許番号 184300】 【ブルネイ特許番号 184300】</p>	
<p>●入力フォームの最適化技術（国内） 【特許第4460620号】</p>		<p>●誘導・バナー表示の最適化技術（国内） 【特許第5072114号】 【特許第5415639号】</p>	

### 4 今後の事業展開 business expansion

当社は、メガバンクをはじめとする大手金融機関のWebサイト、そして人材サービス業界、不動産業界、ポータルサイトなど各界のリーディングカンパニーを中心とした累計5,000アカウント以上の導入実績により、コンバージョン（成約）率向上のための多種多様なノウハウとデータが蓄積できたものと考えております。

今後は、これらのノウハウやデータと特許技術を有効に活用・連携した新サービスの開発・提供を行ってまいります。具体的にはコンバージョンDMP（※4）を活用した効果の高い広告配信サービスの提供を行ってまいります。また、官公庁や自治体が運営するWebサイトや企業内の業務システムなどWebマーケティング分野以外の分野への展開、さらにアプリとWebサイトの連携などスマートフォン関連分野での収益の多様化・拡大なども推進することにより、更なる成長と安定的な収益基盤の拡大を図ってまいります。

#### 〔用語説明〕

※1 【クラウドサービス】

従来は手元のコンピュータに導入して利用していたようなソフトウェアやデータ、あるいはそれらを提供するためのサーバなどを、インターネットなどのネットワークを通じて必要に応じて利用者に提供する形態のサービスのこと。

※3 【One to Oneマーケティング】

顧客一人ひとりの嗜好にあわせて展開するマーケティング活動のこと。顧客一人ひとりの属性や嗜好、購買履歴などから個別に最適化された、いわゆるパーソナライズ化されたマーケティング活動を展開する手法のこと。

※2 【CMS】

CMSは、コンテンツ・マネジメント・システムの略で、Webサイトを構成するテキストや画像などを統合・体系的に管理するシステムの総称。ホームページを制作するための様々な機能が用意された管理システムのこと。

※4 【DMP】

DMPは、データ・マネジメント・プラットフォームの略で、インターネット上の様々なサーバに蓄積されるビッグデータや自社サイトのログデータなどを一元管理、分析し、最終的に広告配信などを最適化するためのプラットフォームのこと。

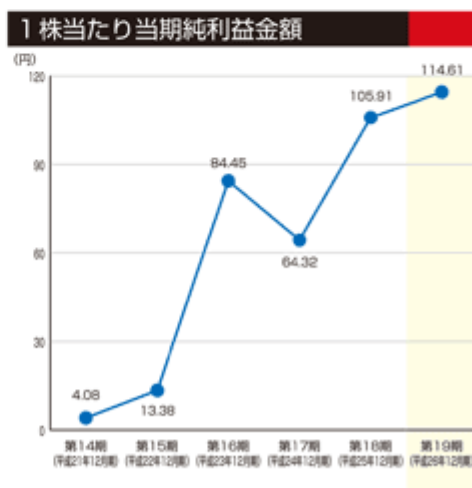
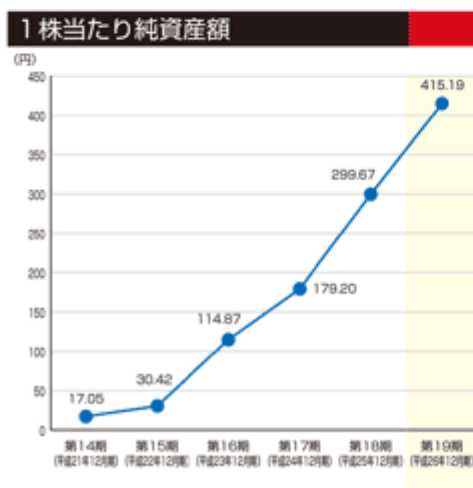
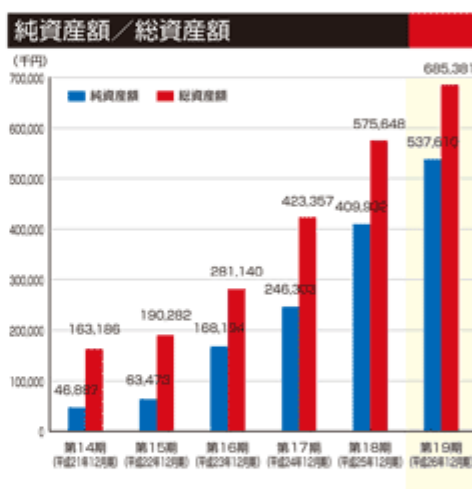
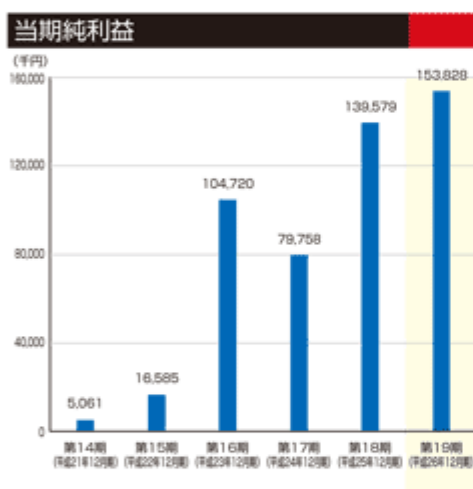
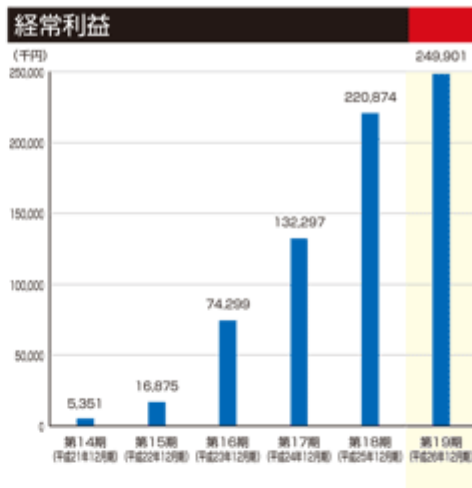
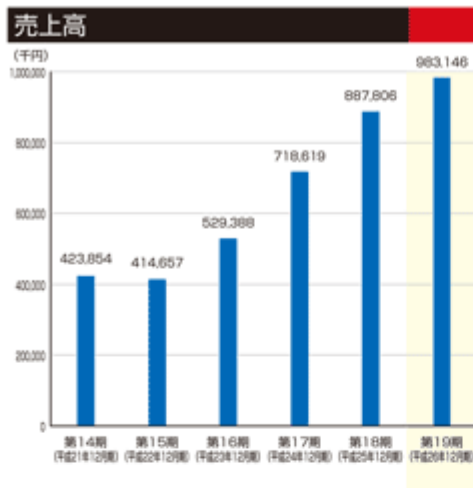
## 5 業績等の推移 financial highlights

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月
売上高(千円)	423,854	414,657	529,388	718,619	887,806	963,146
経常利益(千円)	5,351	16,875	74,299	132,297	220,874	249,901
当期純利益(千円)	5,061	16,585	104,720	79,758	139,579	153,828
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	—	—	—	—	—	—
資本金(千円)	115,000	115,000	115,000	115,000	135,850	135,850
発行済株式総数(株)	6,200	6,200	6,200	6,200	1,343,400	1,343,400
純資産額(千円)	46,887	63,473	168,194	246,303	409,932	537,610
総資産額(千円)	163,186	190,282	281,140	423,357	575,648	685,381
1株当たり純資産額(円)	3,409.31	6,084.45	22,974.93	179.20	299.67	415.19
1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額(円)	816.84	2,675.15	16,890.48	64.32	105.91	114.61
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率(%)	13.0	19.8	50.7	52.5	69.8	81.4
自己資本利益率(%)	31.4	56.4	116.2	43.7	44.7	32.1
株価収益率(倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向(%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	—	—	—	165,352	215,222	155,988
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	—	—	—	△157,048	△39,850	△54,135
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	—	—	—	11,459	△26,716	△43,482
現金及び現金同等物の期末残高(千円)	—	—	—	139,773	286,430	344,802
従業員数(名)	24	29	36	42	51	62

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。  
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在していないため、記載しておりません。  
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。  
5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。  
6. 当社は第17期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第14期から第16期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。  
7. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時従業員数は、従業員の総数の100分の10未満であるため記載しておりません。  
8. 前事業年度(第17期)及び当事業年度(第18期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第14期、第15期及び第16期の財務諸表については、監査を受けておりません。  
9. 第17期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。  
平成25年7月20日付けで普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行いました。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。  
なお、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)]の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たりの指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。  
なお、第14期、第15期及び第16期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月
1株当たり純資産額(円)	17.05	30.42	114.87	179.20	299.67	415.19
1株当たり当期純利益金額(円)	4.08	13.38	84.45	64.32	105.91	114.61
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

10. 第19期については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了となっております。



(注) 当社は、平成25年7月20日付で株式1株につき200株の株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」「1株当たり当期純利益金額」の各グラフでは第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の数値を表記しております。

## 第二部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月
売上高 (千円)	423,854	414,657	529,388	718,619	887,806
経常利益 (千円)	5,351	16,875	74,299	132,297	220,874
当期純利益 (千円)	5,061	16,585	104,720	79,758	139,579
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	115,000	115,000	115,000	115,000	135,850
発行済株式総数 (株)	6,200	6,200	6,200	6,200	1,343,400
純資産額 (千円)	46,887	63,473	168,194	246,303	409,932
総資産額 (千円)	163,186	190,282	281,140	423,357	575,648
1株当たり純資産額 (円)	3,409.31	6,084.45	22,974.93	179.20	299.67
1株当たり配当額 (1株当たり 中間配当額) (円)	( )	( )	( )	( )	( )
1株当たり当期純利益 金額 (円)	816.84	2,675.15	16,890.48	64.32	105.91
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)					
自己資本比率 (%)	13.0	19.8	50.7	52.5	69.8
自己資本利益率 (%)	31.4	56.4	116.2	43.7	44.7
株価収益率 (倍)					
配当性向 (%)					
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)				165,352	215,222
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)				157,048	39,850
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)				11,459	28,716
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)				139,773	286,430
従業員数 (名)	24	29	36	42	51

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在していないため、記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 当社は第17期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第14期から第16期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時従業員数は従業員の総数の100分の10未満であるため記載しておりません。
8. 前事業年度(第17期)及び当事業年度(第18期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第14期、第15期及び第16期の財務諸表については、監査を受けておりません。
9. 第17期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

平成25年7月20日付けで普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行いました。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。なお、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(の部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たりの指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第14期、第15期及び第16期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月
1株当たり純資産額 (円)	17.05	30.42	114.87	179.20	299.67
1株当たり当期純利益金額 (円)	4.08	13.38	84.45	64.32	105.91
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)					
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	( )	( )	( )	( )	( )

## 2 【沿革】

当社は、平成8年に東京都港区高輪において、販売促進・広報活動の支援を目的とする会社として、現在の株式会社ショーケース・ティービーの前身である有限会社フューチャーワークスを設立し、平成10年に株式会社へ組織変更いたしました。

平成17年には、事業拡大及び経営資源の効率化を図るため株式会社フューチャーワークスを存続会社とし株式会社スマートイメージ(インターネット、Web動画等を活用したプロモーション事業)の吸収合併を行い、商号を「株式会社ショーケース・ティービー」に変更いたしました。

会社設立以来の主な推移は、以下のとおりであります。

年月	概要
平成8年2月	東京都港区高輪に有限会社フューチャーワークスを設立
平成10年9月	資本金を1,000万円とし株式会社に組織変更
平成10年10月	本店を東京都港区芝浦四丁目12番38号に移転
平成13年4月	本店を東京都港区六本木三丁目4番5-319号に移転
平成14年11月	本店を東京都港区赤坂二丁目16番6号に移転
平成17年11月	株式会社フューチャーワークスを存続会社として、株式会社スマートイメージを吸収合併し、商号を「株式会社ショーケース・ティービー」に変更
平成18年12月	誘導型のランディングページ(ユーザが初めに閲覧するページ)最適化サービス「ナビキャスト」提供開始
平成19年10月	本店を東京都港区赤坂四丁目9番25号に移転
平成20年4月	入力フォームの最適化サービス「フォームアシスト」提供開始
平成22年2月	「フォームアシスト」が「ASP/SaaS/ICTアウトソーシングアワード2010」において『ASP・SaaS部門Application分野・支援業務系グランプリ』受賞(*1) 「フォームアシスト」の根幹技術である入力フォームでの入力支援・解析技術が特許を取得(*2)
平成22年11月	ユーザ行動可視化サービス「クリックアナリシス」提供開始
平成22年12月	スマートフォン用入力フォームの最適化サービス「フォームコンバータ」提供開始
平成23年5月	スマートフォンへの表示最適化サービス「スマートフォン・コンバータ」提供開始
平成23年6月	本店を東京都港区赤坂三丁目21番13号に移転
平成23年8月	株式会社ジャパンウェブより主にバスケットゴールの販売を目的とするECサイト「Basketgoal.com」を事業譲受
平成23年12月	販売促進のための各種企画、制作、コンテンツを受託制作する「コンテンツマネジメント事業」を事業譲渡
平成24年3月	「スマートフォン・コンバータ」、「フォームコンバータ」の根幹技術であるスマートフォン変換技術が特許を取得(*3)
平成24年8月	「ナビキャスト」の根幹技術であるサイト内誘導最適化技術が特許を取得(*4)
平成24年9月	株式会社ダンゴネットより不動産Webサイトコンテンツ管理システム「仲介名人」の事業譲受
平成24年10月	「スマートフォン・コンバータ」、「フォームコンバータ」の根幹技術であるスマートフォン変換技術が米国特許を取得(*3)
平成25年2月	スマートフォンユーザの行動可視化サービス「スマートフォン・アナリシス」提供開始
平成25年3月	プライバシーマーク(登録番号17001485(01)号)を取得
平成25年4月	「スマートフォン・コンバータ」、「フォームコンバータ」の根幹技術であるスマートフォン変換技術がシンガポール特許を取得(*3)

年月	概要
平成25年4月	「スマートフォン・コンバータ」、「フォームコンバータ」の根幹技術であるスマートフォン変換技術がブルネイ特許を取得(*3)
平成25年6月	ISMS(ISO27001:情報セキュリティマネジメントシステム)認証を取得
平成25年9月	「スマートフォン・コンバータ」がASP・SaaS・クラウドアワード2013で先進技術賞を受賞
平成25年9月	One to Oneマーケティングツール「サイト・パーソナライザ」提供開始(*5)
平成25年9月	サイト内比較検討ツール「ウェブクリッパー」提供開始
平成25年11月	「サイト・パーソナライザ」の根幹技術である、Webページに表示されている情報をもとに個別バナーを出し分ける技術が特許を取得(*6)
平成26年3月	株式会社アップグレードより来客促進用クーポンの配信等を行うスマートフォンアプリ管理システム「SHOP UP」(現「Go!Store」)の事業譲受
平成26年5月	来客促進用クーポンの配信等を行うスマートフォンアプリ管理システム「Go!Store」提供開始

(\*1)「ASP/SaaS/ICTアウトソーシングアワード2010」とは、日本国内でもっとも優秀かつ社会に有益なASP・SaaS・ICTアウトソーシングを実現しているアプリケーション・コンテンツ提供・その他のオンデマンドサービスなどの、ネットワークを活用したICTサービス全般について表彰するものです。

(\*2)ASP方式による入力フォームにおいての入力支援(文字属性に応じたアラート表示や必須項目のカラーリング処理など)や、離脱率算出などを行うログ分析の技術

(\*3)PCサイトのHTMLを要素ごとに分割し、サイトを閲覧する端末の種類を判別して、リアルタイムにスマートフォンに対して変換表示する技術

(\*4)アクセスするユーザの属性(検索キーワード、訪問回数、エリア)や時間により設定されたフローティングバナーを自動生成し、ページの異なる位置に配信する技術

(\*5)One to Oneマーケティングとは、顧客一人ひとりの嗜好にあわせて展開するマーケティング活動のこと。顧客一人ひとりの属性や嗜好、購買履歴などから個別に最適化された、いわゆるパーソナライズ化されたマーケティング活動を展開する手法。

(\*6)データベースに含まれている情報とはシステムの連携をせず、Webページに表示されている情報をもとに個別バナーを出し分ける技術



### 3 【事業の内容】

当社は、「豊かなネット社会を創る」という企業理念のもと、インターネットに「おもてなし」の機能を自動的に提供することで、すべての人にとってWebサイトを「見やすく、わかりやすく、入力しやすく」することを目的に事業を展開しております。具体的には、パソコン用に作られたWebサイトであってもスマートフォンからアクセスした利用者に対してはスマートフォンでも見やすい最適なレイアウトへ瞬時に自動変換したり、過去に閲覧・購入をしたWebサイトであればその履歴を瞬時に分析し利用者一人ひとりにとって最適な表示内容に切り替えたり、入力フォーム画面で誤った入力をした場合は何が誤っているのかを瞬時に利用者に教えたり、正しい情報に自動的に変換したりするサービスです。

当社は、独自の自社開発ツールを用いて顧客の売上拡大に寄与すべく、2つの事業を行っています。1つは、Webサイトを運営する法人向けに、Webサイトにおけるコンバージョン（成約）率アップを支援するeマーケティング事業、もう1つはWebマーケティングのノウハウを活かしECサイトの運営や不動産物件サイト向けコンテンツ管理システム（CMS）、スマートフォン用のアプリ開発やWebサイトとの連携機能を実現するクラウドサービスなどを提供するWebソリューション事業を行っています。

当社の各セグメントの事業内容は以下のとおりであります。

#### (1) eマーケティング事業

eマーケティング事業は、当社のコア事業です。Webサイトを運営する法人向けに、月額課金を行うクラウド型のソフトウェアを提供しております。すべてのソフトウェアは顧客の運営するWebサイトを最適化することによって、問題点の可視化とWebサイトの費用対効果を高めることを目的に開発しており、当社による直接販売、代理店経由での販売、OEM提供と3つの販売チャネルで提供しています。平成26年12月現在まで、インターネット通販業界、金融業界、人材サービス業界、不動産業界などの企業にサービスを提供しており、その数は累計5,000アカウントに達しています。

当事業のサービスは主に、顧客のWebサイトにユーザが訪問後、購入や問い合わせ等の入力フォームなどに入力を行い商品購入などのコンバージョンに至る過程で、Webサイトから離脱するという機会損失を最小限に抑えることを目的に開発されています。当事業は大別すると3つのカテゴリに分類されます。

（注）CMSは、コンテンツ・マネジメント・システムの略で、Webサイトを構成するテキストや画像などを統合、体系的に管理するシステムの総称。ホームページを制作するための様々な機能が用意された管理システムのことです。

## 入力フォーム最適化

当社の「フォームアシスト」は、顧客が運用する既存の入力フォームを変更せずに、ユーザの入力に対してリアルタイムに注意メッセージや案内を表示するクラウド型ソフトウェアです。また、このサービスには、顧客のホームページを訪れたユーザがどの入力項目で離脱したのかを詳細に分析し、顧客に対してレポートを行うことで、入力項目単位での問題点を浮き彫りにし、問題点の正確な把握と離脱率の改善によるコンバージョンアップを図るサービスも含まれております。現在、インターネット通販業界、金融業界、人材サービス業界、不動産業界などの企業に提供しております。既存の入力フォームに手を加えることなく当社専用サーバからユーザ端末に対して入力支援を行うクラウド型の技術は、日本国内で特許を取得しております。



- 【エラーメッセージ】  
誤った文字列が記入されると、その場でエラーメッセージを表示し注意喚起します。
- 【文字形式変換機能】  
テキストボックスの属性に合わせて全角、半角を自動判別切り替えることで入力をスムーズに進められます。
- 【ナビゲーションウィンドウ】  
残り未入力・エラー項目数をリアルタイムにカウントします。サイト運営者のご要望に応じて自由に説明文を入れることもできます。
- 【プレースホルダ】  
入力項目に入力例や入力形式の制御内容を記載することにより、誤った入力を軽減します。
- 【送信ボタン変更機能】  
未完了項目があると次の画面に進めません。またエラー項目がある状態で送信ボタンを押した場合はエラー項目の一番上まで自動的にスクロールして戻る機能が利用可能です。

(注) 「フォームアシスト」は、入力フォームの記入中におけるユーザの離脱を、入力補助機能や入力ミスに対するアラート機能などによって最小限に抑え、結果的にWebサイトでの商品購入数の向上や問い合わせ数等を改善するクラウド型ソフトウェアです。

## サイト内誘導最適化

当社の「サイト・パーソライザ」は、ユーザの様々な条件に応じた個別バナーを自動表示することで、One to Oneマーケティングを実現することを目的としたクラウド型ソフトウェアです。また、Webサイトのトップページやキャンペーンページなどの入口ページにおいては、クリック率等の成果を見ながらデザインなどのこまめな見直しが必須となりますが、「クリックアナリシス」、「スマートフォン・アナリシス」といったツールによって、ユーザがページをどのように閲覧し、操作を行ったかを可視化し、ページ改善のPDCAに必要なマーケティングデータを提供することができます。現在、インターネット通販業界、金融業界、不動産業界、人材サービス業界などの企業に提供しております。本ソフトウェアで使われている、条件に応じてバナーの表示方法を変更する技術は日本国内で特許を取得しています。

### 特長

- 1 顧客を「セグメント化」  
自社サイトでの購買履歴や、閲覧履歴、各種条件でセグメント化。
- 2 個別に最適なアプローチ  
セグメント化したユーザに対し、個別に用意したご案内を自動的に配信。
- 3 データベース連携は不要  
複雑なシステム連携やデータの追加投資は一切不要！

### 利用イメージ

例：購入金額の合計が5,000円未満の場合に、「5,000円以上なら送料無料！」のバナーを表示したい



### 成功事例

- 1 利用料金が一定額を超えたお客様にリボ払いへの切り替えを訴求し、2,000件/月の切り替えに成功！
- 2 5,000円未満のお買い上げで送料無料で、その場で「追加購入で送料無料」を訴求し、80%が追加購入！
- 3 携帯料金が請求に無いユーザに、カード払いへの切り替えを訴求し1,000件/月の切り替えに成功！

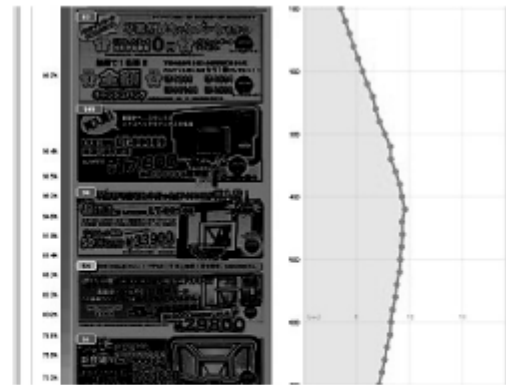
(注) PDCAは、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善)の4段階を繰り返すことにより、事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法です。



ユーザがクリックした場所を、黄色い点マップでビジュアル表示。「どこがクリックされたのか?」をわかりやすく可視化します。



「クリックアナリシス」「スマートフォン・アナリシス」とも、ユーザがどこまでスクロールしてページを見たか?を色と%表示で可視化します。



スマートフォンユーザが「どのエリアをどのくらいの時間閲覧(滞在)しているか?」を、折れ線グラフで直感的に可視化します。

(注) 「クリックアナリシス」、「スマートフォン・アナリシス」はともにユーザがWebサイトのどこを閲覧し、どこをクリックしているかを可視化するソフトウェアです。このツールを使うことで、ユーザがページをどこまでスクロールして内容を見ているかを実際のWebサイト上の画像にグラデーションマップ(クリックの証跡)などで重ねて表示するため、顧客は一目で閲覧傾向や問題点を理解することができます。

### スマートフォン、スマートデバイス最適化

当社の「スマートフォン・コンバータ」、「フォームコンバータ」は、スマートフォン専用サイトを制作することなく、既存のPC用Webサイトのコンテンツや入力フォームを、より「見やすい」「入力しやすい」スマートフォン表示用に自動で変換するためのクラウド型ソフトウェアです。現在、インターネット通販業界、金融業界、人材サービス業界、不動産業界などの企業に提供しております。当社は、PC用Webサイトをスマートフォン、スマートデバイス用に変換する技術に係る特許を、日本国内、米国、シンガポール、ブルネイで取得しております。



- (注) 1 「スマートフォン・コンバータ」は、スマートフォンサイトを制作することなくPC用Webサイトの情報をリアルタイムに変換してスマートフォン用に変換するクラウド型ソフトウェアです。
- 2 「フォームコンバータ」は、「スマートフォン・コンバータ」の入力フォーム版ともいえるサービスで、操作が難しく文字入力がネックで離脱の多いスマートフォンでの入力フォームを入力しやすいレイアウトに変換します。

## (2) Webソリューション事業

Webソリューション事業は、コア事業であるeマーケティング事業とシナジーを期待できる分野であります。Webソリューション事業では、自社でECサイトを運営することにより、eマーケティング事業で販売をしている自社のクラウド型ソフトウェアを使いこなし、そのノウハウを蓄積し、eマーケティング事業にフィードバックしています。一方、eマーケティング事業では自社サイトの運営における運用実績を活用し他のECサイトへのセールスや利用向上に結びつけています。また、開発面では、Webサイト運営者の視点からより効果の高い新機能の追加や機能の改善等をクラウド型ソフトウェアの開発者にフィードバックすることによって、製品の利用価値を高めています。

### 仲介名人

「仲介名人」は、不動産会社のWebサイトコンテンツ管理システムです。中小の不動産会社はWebサイトの構築、運営にかかるリソースが限られており、より費用対効果の高いサービスが求められています。「仲介名人」を使うことで、物件情報を登録すれば、自社サイトのみならず、大手不動産ポータルサイトへの広告出稿にも連動するなど、業務効率面でも効果が高いことが特徴です。また、「スマートフォン・コンバータ」や「フォームアシスト」などの自社開発クラウド型ソフトウェアを併用することによりスマートフォン表示や、入力フォームにおける最適化なども行えます。

### Basketgoal.com

「Basketgoal.com」では、eマーケティング事業で提供する「フォームアシスト」、「フォームコンバータ」、「スマートフォン・コンバータ」、「スマートフォン・アナリシス」などを活用して、バスケットゴール専門のオンラインショップを運営しております。さらに、当オンラインショップの運営ノウハウを自社開発ツールの改善やeマーケティング事業のセールスや顧客向けコンサルティング、レポート作成などにも役立てています。

### Go!Store

「Go!Store」は、スマートフォンユーザに向けた来客促進用クーポンの配信、会員登録機能及び会員限定クーポンの配信、近くの店舗の検索など、様々な機能を持ったスマートフォンアプリ管理システムを顧客に提供しています。

当該パッケージにスマートフォンユーザを店舗へ集客・誘導するために必要な機能を盛り込むことで、一般的なアプリ制作よりもコストメリットの高いサービスを提供しています。また、当該パッケージの管理画面からクーポン情報の更新が行えるため、タイムリーな情報発信と効果測定を行えるのが特徴です。

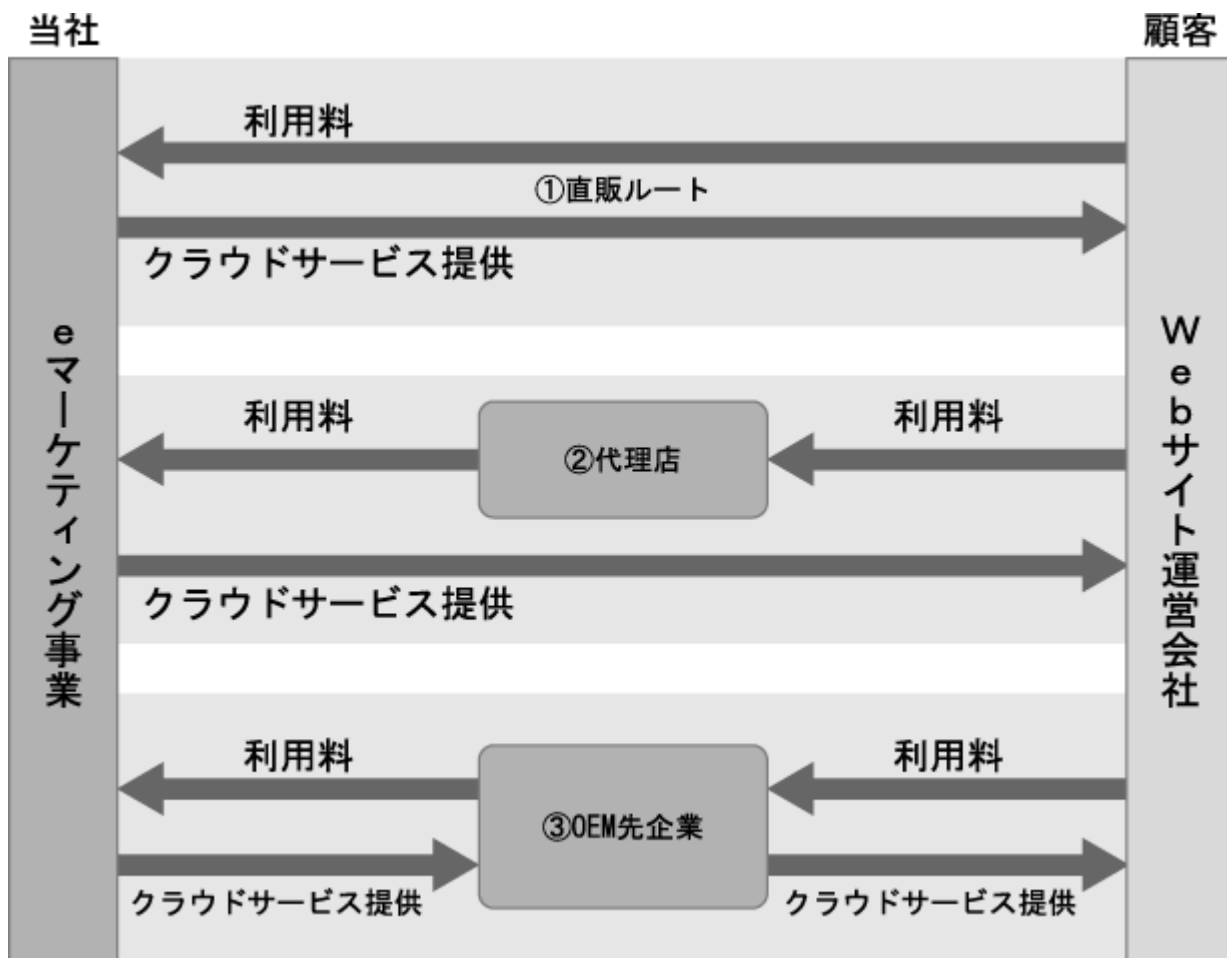
### その他

官公庁が運営する災害情報サイトに対して、当社の持つスマートフォン変換技術を提供しています。

当社の事業の系統図は次のとおりであります。

[事業系統図]

(1) eマーケティング事業



## (2) Webソリューション事業





## 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## 5 【従業員の状況】

## (1) 提出会社の状況

平成26年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
62	31.1	3.2	4,269

セグメントの名称	従業員数(名)
eマーケティング事業	30
Webソリューション事業	8
全社(共通)	24
合計	62

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時従業員数は従業員の総数の100分の10未満であるため記載しておりません。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定の事業部門に区分できない従業員であります。
4. 従業員数が最近1年間において11名増加したのは、事業拡大に伴う新規採用者の増加によるものであります。

## (2) 労働組合の状況

該当事項はありません。

なお、労使関係については円満な関係にあり、特記すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

第18期事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

当事業年度におけるわが国経済は、消費税増税等の影響により消費の不透明感が残るものの、政権交代後に政府が打ち出した金融政策により、為替相場においては円安傾向に推移し、国内株式市場においては日経平均株価16,291円31銭で年内の取引を終え、デフレ経済から脱却する傾向となり、景気は回復基調となりました。

当社を取り巻くインターネット業界では、モバイルインターネット市場において、スマートフォンや非PC端末が急速に普及し、インターネット利用デバイスとして存在感が際立ち、個人及び法人にてWebマーケティング支援の場が拡大しております。

このような状況のもと、当社では、コア事業であるeマーケティング事業において、スマートフォン変換ツールの精度向上や、入力支援ツールの機能追加などの諸施策を実施し、顧客数の拡大と同時に収益性の向上を実現いたしました。また、Webソリューション事業では、不動産会社向けWebサイトのコンテンツ管理システムである「仲介名人」やバスケットゴール専門のオンラインショップである「Basketgoal.com」もeマーケティング事業とのシナジー効果が顕在化し、収益性の向上に寄与いたしました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高887,806千円（前期比23.5%増）、営業利益219,863千円（前期比63.9%増）、経常利益220,874千円（前期比67.0%増）、当期純利益139,579千円（前期比75.0%増）となりました。

なお、当事業年度におけるセグメントごとの業績は以下のとおりであります。

#### 1) eマーケティング事業

##### 入力フォーム最適化

eマーケティング事業の主力サービスである「フォームアシスト」は各業界における需要も非常に高く、市場も堅調に拡大したことにより販売は好調に推移し、売上増加に寄与致しました。

##### サイト内誘導最適化

当事業年度より新製品として投入された「サイト・パーソナライザ（ユーザの様々な条件に応じて最適な個別バナーを自動表示することで、One to Oneマーケティングを実現するサービス）」は、インターネット通販業界や、金融業界などの各業界において、新規導入数が順調に増加した結果、売上増加に寄与致しました。

##### スマートフォン、スマートデバイス最適化

インターネット利用デバイスとしてスマートフォンなどの非PC端末の普及率の増加により、Webマーケティング支援の場がより拡大したことから、主力サービスである「スマートフォン・コンバータ」、「フォームコンバータ」の販売は好調に推移し、売上増加に寄与致しました。

以上の結果、eマーケティング事業全体における売上高は705,588千円（前期比28.6%増）、営業利益は486,210千円（前期比31.1%増）となりました。

## 2) Webソリューション事業

### 仲介名人

平成24年9月1日付で株式会社ダンゴネットより不動産Webサイトコンテンツ管理システム「仲介名人」事業を譲り受けました。平成25年12月期は新たな連動先の不動産ポータルサイトの開拓や、eマーケティング事業で提供する「スマートフォン・コンバータ」や「フォームアシスト」などの自社開発ツールを用いスマートフォン対応及び入力改善等を行った結果、既存サービスとのシナジー効果が顕在化し、売上増加に寄与致しました。

### Basketgoal.com

平成23年8月より本格運用を始めており、eマーケティング事業で提供する「フォームアシスト」、「フォームコンバータ」、「スマートフォン・コンバータ」、「スマートフォン・アナリシス」などの自社開発ツールを用いて、入力フォームの改善、スマートフォン対応、サイトの問題分析等を行った結果、既存サービスとのシナジー効果が顕在化し、販売は好調に推移致しました。

### その他

平成24年より総務省が管轄する「災害に強いネットワークを実現するための技術の研究開発」に関するプロジェクトに参画し、当社のWeb最適化に関する特許技術を提供しました。具体的には、災害時においてセキュアな緊急電話会議ができるグループ通信システムの開発と災害情報Webサイトを「見やすく、使い易い」形で閲覧するためのユーザインターフェースシステムを当社の「スマートフォン・コンバータ」技術を活用して開発しました。平成25年以降は、開発した本システムの改良や具体的な自治体への導入提案など実用化に向けた取り組みについて、引き続き担当することにより、安定的な売上を創出しております。

以上の結果、Webソリューション事業全体における売上高は182,218千円（前期比7.2%増）、営業利益は17,853千円（前事業年度は11,122千円の損失）となりました。

第19期第3四半期累計期間(自平成26年1月1日至平成26年9月30日)

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、政府が打ち出した金融政策の効果により、為替相場においては円安傾向、日経平均株価は株高傾向となり、企業の収益構造の改善に寄与し、企業の景気は回復基調となりました。しかしながら、消費税増税による個人消費マインドの低下、新興国経済の減速といった諸外国経済の不安要素もあり、景気全体としては、先行き不透明な状況が継続しております。

このような状況下のもと、当第3四半期累計期間における売上高は708,984千円、営業利益は185,557千円、経常利益は185,341千円、四半期純利益は117,298千円となりました。

なお、セグメントごとの業績は以下のとおりであります。

#### 1) eマーケティング事業

##### 入力フォーム最適化

入力フォーム最適化サービスについては依然として需要が高く、その市場も堅調に拡大していることから主たる製品である「フォームアシスト」の販売が好調に推移し、計画値を上回る結果で拡大しました。

##### サイト内誘導最適化

前期より投入した「サイト・パーソナライズ(ユーザの様々な条件に応じて最適な個別バナーを自動表示することで、One to Oneマーケティングを実現するサービス)」の販売も順調に拡大しました。

##### スマートフォン、スマートデバイス最適化

依然としてスマートフォン契約数が拡大しており、主たる製品である「スマートフォン・コンバータ」及び「フォームコンバータ」の導入アカウント数が拡大しました。

また、販売チャネルとしては、人員増強と人材教育の効果により直接販売比率が増大しました。一方の間接販売については一部のOEM先が営業方針を変更したことによる影響で計画値を下回る結果となりました。

以上の結果、eマーケティング事業全体における売上高は575,647千円となり、セグメント利益(営業利益)は416,306千円となりました。

#### 2) Webソリューション事業

##### 仲介名人

不動産Webサイトコンテンツ管理システム「仲介名人」については、景気動向などの外部環境の影響を受け若干計画値を下回ったものの概ね予定通りの売上となりました。

##### Basketgoal.com

バスケットゴール専門オンラインショップ「Basketgoal.com」については、天候不順や景気動向などの外部環境の影響を受け若干計画値を下回ったものの概ね予定通りの売上となりました。

##### Go!Store

第2四半期会計期間より開始した、リアル店舗の販売促進、来店促進を支援するスマートフォンアプリ構築支援サービス「Go!Store」が売上増加に寄与しております。

##### その他

引続き官公庁との災害情報プロジェクトへの自社開発ツールの提供を実施しており、売上に貢献しております。

以上の結果、Webソリューション事業全体における売上高は133,336千円となり、セグメント利益(営業利益)は3,509千円となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

第18期事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

当事業年度末の現金及び現金同等物(以下、「資金」という)は、前事業年度に比して146,656千円増加し、286,430千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

## (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動の結果得られた資金は前事業年度に比して49,870千円増加し、215,222千円(前期比30.2%増)となりました。この主たる要因は、税引前当期純利益220,874千円、減価償却費21,410千円及びのれん償却費18,654千円によるものであります。

## (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資活動の結果支出した資金は39,850千円となりました(前期比74.6%減)。この主たる要因は、無形固定資産の取得による支出38,398千円によるものであります。

## (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動の結果支出した資金は28,716千円となりました(前事業年度は11,459千円の収入)。この主たる要因は、ストック・オプションの行使による収入25,850千円があった一方で、長期借入金の返済による支出56,766千円があったことによるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

## (1) 生産実績

当社は、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

## (2) 受注実績

当社のサービスは、受注から納品までの期間がきわめて短いため、記載を省略しております。

## (3) 販売実績

第18期事業年度及び第19期第3四半期累計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第18期事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)		第19期第3四半期累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)
eマーケティング事業	705,588	128.6	575,647
Webソリューション事業	182,218	107.2	133,336
合計	887,806	123.5	708,984

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

当社はすでに存在するWebサイトやコンテンツを最大限に有効活用しながら、「豊かなネット社会を創る」という企業理念に基づき「おもてなし」の機能である「見やすく、わかりやすく、入力しやすく」を提供するWebマーケティング企業としてナンバーワンを目指すため、パフォーマンスの高いサービスを開発・提供し、顧客からの信頼を向上させ、収益基盤をより強化する必要があると認識しております。そのために、当社は、以下の8点を主な経営の課題として認識しております。

#### (1) 既存事業の収益の拡大

当社は、eマーケティング事業とWebソリューション事業を主力の事業としておりますが、この2事業の安定的・継続的な発展が収益基盤の基礎として必要不可欠なものであると考えております。そのためにも継続的なユーザビリティの改善、安定的なサービス提供が必須であります。今後、機能面において継続的なユーザビリティの改善、また、保守管理体制の強化により、更に信頼性を高め既存事業の収益基盤の拡大を行ってまいります。

#### (2) 知名度の向上

当社は、収益基盤強化のため、Webマーケティングの最適化に資する「ナビキャスト」シリーズの知名度の向上を図ることが必要であり、当該シリーズの知名度向上は新規の顧客開拓や優秀な人材の確保に寄与するものと考えております。当社としましては、イベントへの出展、自社ホームページに新製品情報を掲載するなどの広報活動を実施することにより知名度向上を目指してまいります。

#### (3) 新規事業及び新商品開発による収益基盤の拡大

当社は、急激な事業環境の変化に対応し、競合他社に比して更なる収益の拡大を図るために、事業規模の拡大と新たな収益源の確保が必須であると考えております。このために、クライアントの潜在需要をいち早く読み取り、社内会議（新規事業開発会議）を活用して新規事業及び新商品開発に積極的に取り組むことで、更なる収益基盤の拡大を行ってまいります。

#### (4) グローバル展開への対応

当社は、今後の収益拡大を目指す上で、グローバルな事業展開への対応が必要不可欠と考えております。当社の既存顧客の中には、海外に進出している大手企業が多いことから、このような顧客が海外でも使用できるサービスを提供することが必要と考えております。そして、グローバル展開を本格化する上で、諸外国における特許取得を推進し、知的財産権の確保に努め、日本だけにとどまらないグローバルな事業展開を積極的に実施してまいります。

#### (5) システムの安定性の確保

当社は、インターネットを通じてサービスを提供することを主な事業としており、安定的なサービス提供を確保するにはサービス提供に係るシステムの安定的な稼働が重要であると認識しております。このため、データセンターにおけるサーバの稼働、常時監視、利用者数の増加に伴う負荷分散を行っておりますが、引き続き、更なるシステム管理やシステム基盤の強化に努めてまいります。

#### (6)技術革新への対応

当社は、新たなインターネット端末等の技術革新に対して適時に対応を進めることが、事業展開上重要な要素であると認識しております。当社としましては、業界内の主要ベンダーや技術コミュニティから発せられる最新情報を定期的に入手し、自社製品に迅速に反映することでサービスの先進性や安定性を確保していく方針であります。

#### (7)人材の確保

当社が、今後更に事業を拡大していくためには、優秀な人材の確保と育成が必要不可欠であると考えております。特に技術者の採用においては、他社との獲得競争が激しさを増し、今後も安定した人材確保には厳しい状況が続くものと思われま

す。当社としましては、採用における競争力の強化を図るとともに、魅力のある職場環境を構築し、社員の能力やモチベーション向上に資するため、研修制度の強化、福利厚生

#### (8)内部管理体制の強化

当社は、更なる事業拡大、継続的な成長を遂げるためには、コンプライアンス体制の強化と、確固たる内部管理体制構築を通じた業務の標準化と効率化の徹底を図ることが重要であると考えております。

当社としましては、内部統制の環境を適正に整備し、コーポレート・ガバナンスを充実させることによって、内部管理体制の強化を図り、企業価値の最大化に努めてまいります。



## 4 【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を以下に記載しております。また、リスク要因に該当しない事項についても、投資者の判断上重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な開示の観点から以下に記載しております。

以下の記載のうち将来に関する事項については、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

### (1)事業内容等に関するリスク

#### システムに関するリスクについて

当社が展開する事業は、インターネット環境を通じてサービス提供を行うことが主体となっております。当社はサービスを安定的に供給するために、耐震構造を備えたデータセンターへのサーバの設置、定期的なバックアップ、稼働状況の常時監視、脆弱性診断等により、システムトラブルの事前防止及び回避に努めております。

しかしながら、自然災害や事故などにより通信ネットワークが遮断又は障害が生じた場合、また、急激なアクセス増加による負荷の増大によってサーバが停止した場合には、当社がサービスを提供することができなくなり、当社の事業、業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

#### 知的財産権について

当社は、積極的な知的財産権の取得に努めております。また、第三者の知的財産権を侵害することのないよう、顧問弁護士等に事前調査等を委託しております。

しかしながら、当社の知的財産権が侵害された場合、また、当社が第三者より知的財産権の侵害を主張する訴訟を提起された場合には、問題解決に多額の費用と時間がかかることが予想されるため、当社の事業、業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

### (2)事業環境等に関するリスク

#### インターネット関連市場について

当社は、Webマーケティングの最適化に資する「ナビキャスト」シリーズのサービス提供を中核事業としており、当社サービスの拡大においてはスマートフォンでの利用も含めたインターネット関連市場の更なる拡大が必要であると考えております。

しかしながら、インターネット関連市場に対する新たな規制や技術革新等の要因により、市場の拡大が困難となった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### 競合他社の動向について

現在、Webマーケティングの最適化を行うサービス提供を行い、順調に市場を開拓しております。当社は、引続き自社で蓄積されたノウハウと市場ニーズをいち早く獲得することによって、当社サービスの優位性を更に強化していく所存ですが、市場ニーズの的確な把握が困難となった場合や新規参入企業との競争が激化した場合においては、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### 技術革新について

当社は、インターネット関連分野において事業を展開しておりますが、当該分野においては新技術及び新サービスの開発が急速に拡大しております。また、スマートフォンをはじめとするデバイス等においても急速な拡大が進んでおります。当社は、自社開発によって蓄積されたノウハウとクライアントのニーズをいち早くサービスに反映させるべく、このような技術革新に対応できる体制づくりを進めてきました。

しかしながら、今後の技術革新への対応が遅れた場合においては、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### 法的規制について

当社が行うインターネットでの通信販売は、「不当景品類及び不当表示防止法」、「特定商取引に関する法律」等の規制対象となっております。当社は、これらの法規制を遵守すべく、インターネット上での物品の販売において消費者が適正な選択が行えるようにサイト上での表示方法、販売方法について十分検討するよう努めております。また、個人情報の取扱いなどについては、「個人情報の保護に関する法律」等が存在しておりますが、当社では、プライバシーマーク、ISMS（ISO27001：情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得しており、書類の管理体制を強化、また、機密情報を含むデータについては、外部よりアクセスを遮断し、担当部門における一元管理を徹底するなど、細心の注意を払い、関連諸法令順守に努め、情報漏洩防止に取り組んでおります。しかしながら、将来的に当社の事業に関連する分野において、規制の改廃や新たな法律等の制定・施行によって当社の行う事業が制約を受けたり、新たな対応を余儀なくされたりする可能性があります。このような場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### コア事業への依存について

当社は、eマーケティング事業がコア事業であり、収益の多くは当事業に附帯するものであります。当社は、当事業におけるサービスが広く普及し、より多く活用されることが、事業規模拡大の基本的な前提条件であると考えており、引き続きのサービスの普及、そして当事業拡大に積極的に取り組んでまいります。一方、当事業に連携又は関連する新規サービスの開発・提供等を通して、サービスの多様化と高付加価値化に取り組みつつ、当事業単体への過度の依存を解消する取組を継続的に展開してまいります。しかしながら、当社が予測しない技術革新、社会情勢の変化、経営判断の誤謬等によって、想定するように当サービスの普及が進まない、あるいは、新規サービスが利用されないなどの場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### M & A、資本業務提携について

当社は、今後も引き続き積極的に新規事業に取り組んでまいります。そのために、M & Aや資本業務提携を実施することにより当社の事業を補完・強化することが可能であると考えており、事業規模拡大のための有効な手段の一つであると位置づけております。今後もM & Aや資本業務提携等を通じて事業拡大又は人員確保を継続していく方針であります。予想とは異なる状況が発生し想定どおりの成果を上げられない場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

### (3)組織体制に関するリスク

#### 特定の人物への依存について

当社の代表取締役である森雅弘、取締役である永田豊志の両氏は、Webマーケティングに関するノウハウや新規事業の立案、業界での情報収集等に関して豊富な知識と経験を有しており、当社の事業運営において重要な役割を果たしております。当社では両氏に過度に依存しないように、経営体制の整備、権限移譲及び次代を担う人材の育成強化を進めてまいりました。

しかしながら、何らかの理由により両氏による事業運営が困難となった場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### 小規模組織であること及び人材の確保や育成について

当社は、小規模組織であり、内部管理体制も現状の規模に応じたものとなっております。

当社が今後の更なる事業拡大を図るためには、営業、開発、管理をはじめとする部門において、優秀な人材の確保と育成が必要不可欠であると認識しております。そのため、積極的な採用活動への注力及び社内教育体制の構築等、優秀な人材の確保及び育成に努めております。しかしながら、計画どおりに人材の採用や育成、又は、事業拡大に応じた管理体制の構築が進まなかった場合、当社の事業拡大の制約要因となり、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### 情報セキュリティの管理について

当社は、ECサービスの展開による個人情報の取得、また、Webマーケティング事業における顧客情報の取得に対応し、プライバシーマーク、ISMS(ISO27001:情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を取得しております。また、個人情報保護規程及び情報セキュリティ管理規程を制定し、その遵守とともに情報管理体制の整備強化に努めております。

しかしながら、不測の事態により、顧客の個人情報や重要情報が、外部へ流出した場合、第三者に損害が生じ、また、当社の信頼性が低下することにより、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (4)その他のリスク

##### 配当政策について

当社は、会社設立以来、財務体質の強化及び将来の事業拡大に備えるため、内部留保を充実させるべく、利益配当を行っていません。しかしながら、株主に対する利益還元については、経営の最重要課題の一つと考えており、内部留保の充実を図り、事業規模拡大のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。

将来的には、各期の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案したうえで株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

##### 調達資金の使途について

今回、当社が計画している公募増資による調達資金の使途につきましては、新サービス提供のためのシステム開発費、人材の採用及び教育に係る費用、販売促進及び認知度向上のための広告宣伝費等として充当する予定であります。しかしながら、急激な経営環境の変化が生じ、その変化に柔軟に対応していくため、調達資金の使途を現時点での計画以外の使途へ充当する可能性があります。また、当初の計画に沿って資金を使用したとしても、想定とおりの投資効果を得られない可能性もあります。

##### 大規模災害等について

当社の本店所在地がある首都圏において、大地震等の自然災害及び火災等により、設備の損壊や電力供給の制限等の不測の事態が発生した場合は、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

##### ストック・オプションの行使による株式価値の希薄化について

当社は、取締役、監査役、従業員及び外部協力者に対するインセンティブを目的として、ストック・オプションを付与しております。本書提出日現在におけるストック・オプションによる潜在株式は、224,000株（自己新株予約権含む）であり、発行済株式総数と潜在株式数の合計数の14.3%となっております。これらのストック・オプションが行使された場合、1株当たりの株式価値が希薄化することになります。

##### ベンチャーキャピタル等の株式保有割合について

本書提出日現在における当社の発行済株式総数は1,343,400株であり、このうちベンチャーキャピタルが組成した投資事業有限責任組合が所有している株式数は340,000株であり、その所有割合は25.3%であります。

一般的にベンチャーキャピタル等が投資事業有限責任組合を通じて未上場の株式を取得する場合、上場後に保有する株式を売却しキャピタルゲインを得ることを目的とするため、当社の株式上場後においてもベンチャーキャピタル等が所有する株式が売却される可能性があります。その場合、短期的に株式の需給バランスに変動が生じ、当社の株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

第18期事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

当社は、急激な事業環境の変化や、競合他社に比して更なる収益の拡大を図るために、利用者ニーズの急激な変化をいち早く察知し、新たな技術・サービスを提供することが必須であると考えております。そこで、当社では、この急激な変化に柔軟に対応しつつ顧客満足度の向上を目指すため、以下に掲げる研究開発活動を行っております。

### (1)eマーケティング事業及びWebソリューション事業

既存サービス機能強化に関する研究開発

### (2)全社共通

業務効率化向上のための自社利用ソフトウェアに関する研究開発

以上の結果、当事業年度における研究開発費の総額は4,369千円となりました。

第19期第3四半期累計期間（自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日）

当第3四半期累計期間における研究開発の主な内訳は、eマーケティング事業における既存サービス機能強化、全社共通における業務効率化向上のための自社利用ソフトウェアに関する研究開発であり、支出した研究開発費の総額は629千円となっております。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。当社の財務諸表の作成にあたり、決算日における資産・負債の報告数値、並びに報告期間における収益・費用の報告数値は、過去の実績や状況に応じて合理的と考えられる要因等に基づき、見積り及び判断を行っているものであります。経営者は、これらの見積りについての過去実績や状況に応じて合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

### (2) 財政状態の分析

第18期事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

#### (資産)

当事業年度の資産合計は、前事業年度末に比して152,291千円増加し、当事業年度末は575,648千円（前期比36.0%増）となりました。

このうち流動資産は、前事業年度末に比して164,371千円増加し、当事業年度末は398,910千円となりました。これはスマートフォンの普及率拡大に伴い売上が順調に推移したことにより現金及び預金が146,656千円並びに売掛金が15,767千円増加したことが主たる要因であります。

また固定資産は、前事業年度末に比して12,080千円減少し、当事業年度末は176,737千円となりました。これは、ソフトウェアが16,239千円増加した一方で、のれんが償却に伴い118,654千円減少したこと、繰延税金資産が5,450千円減少したことが主たる要因であります。

#### (負債)

負債につきましては、前事業年度末に比して11,337千円減少し、当事業年度末は165,716千円（前期比6.4%減）となりました。

このうち流動負債は、前事業年度に比して35,576千円増加し、当事業年度末は155,713千円となりました。これは、売上増加等による課税所得の稼得に伴い未払法人税等が28,209千円増加したこと、売上増加に伴い未払消費税等が13,825千円増加したことが主たる要因であります。

また、固定負債は、前事業年度に比して46,914千円減少し、当事業年度末は10,003千円となりました。これは、長期借入金46,914千円減少したことによるものであります。

#### (純資産)

純資産につきましては、前事業年度末に比して163,629千円増加し、当事業年度末は409,932千円（前期比66.4%増）となりました。これは、当期において当期純利益を139,579千円計上したことにより利益剰余金が増加したことが主たる要因であります。

第19期第3四半期累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)

(資産)

当第3四半期会計期間末における資産合計は、前事業年度末に比べ24,700千円増加し、600,349千円となりました。この主たる要因は、前渡金が16,636千円増加したことによるものであります。

(負債)

負債につきましては、前事業年度末に比べ66,447千円減少し、99,268千円となりました。この主たる要因は、未払法人税等の減少により31,520千円、借入金の返済により15,110千円減少したことによるものであります。

(純資産)

純資産につきましては、前事業年度末に比べ91,148千円増加し、501,080千円となりました。この主たる要因は、四半期純利益の計上に伴い利益剰余金が117,298千円増加した一方で、自己新株予約権の取得により28,400千円減少したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

第18期事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

(売上高)

当事業年度の売上高は、前事業年度に比して169,187千円増加し887,806千円(前期比23.5%増)となりました。

eマーケティング事業においては、スマートフォンの普及率が拡大したこと及び新機能の投下などの諸施策を実施したこと等により、前事業年度に比して156,966千円増加し705,588千円(前期比28.6%増)となりました。

Webソリューション事業においては、不動産会社向けWebサイトのコンテンツ管理システムである「仲介名人」やバスケットゴール専門のオンラインショップである「Basketgoal.com」もeマーケティング事業とのシナジー効果が顕在化し、前事業年度に比して12,220千円増加し182,218千円(前期比7.2%増)となりました。

(売上原価、売上総利益)

売上原価は、前事業年度に比して24,013千円減少し128,916千円(前期比15.7%減)となりました。売上原価の主たる減少要因は、ソフトウェア開発に係る人員増加に伴い労務費が4,064千円及び商品の仕入高が10,782千円増加した一方で、業務委託費が47,126千円減少したためであります。

以上の結果、売上総利益は前事業年度に比して193,200千円増加し758,890千円(前期比34.2%増)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益、経常利益)

販売費及び一般管理費は、前事業年度に比して107,500千円増加し539,026千円(前期比24.9%増)となりました。主たる要因としては、役員及び従業員の増加に伴う人件費を始めとした一般管理費の増加及び売上増加に伴う販売費の増加によるものであります。

営業利益は前事業年度に比して85,700千円増加し219,863千円(前期比63.9%増)となりました。

経常損益は、助成金収入等2,261千円の営業外収益の計上があった一方で、支払利息及び支払保証料1,250千円の営業外費用が計上したことによるものであります。

以上の結果、経常利益は前事業年度に比して88,576千円増加し220,874千円(前期比67.0%増)となりました。

(当期純利益)

当事業年度において特別損益は生じていないものの、売上増加等による課税所得の稼得に伴い法人税、住民税及び事業税が79,555千円計上されたこと、更には税効果会計適用による法人税等調整額が1,740千円計上されました。

以上の結果、当期純利益は前事業年度に比して59,820千円増加し139,579千円(前期比75.0%増)となりました。



第19期第3四半期累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)

(売上高)

当第3四半期累計期間における売上高は708,984千円となりました。

eマーケティング事業においては、依然としてスマートフォンの普及率は拡大傾向にあり、売上高は575,647千円となりました。また、新製品である、ユーザの様々な条件に応じて最適な個別バナーを自動表示することで、One to Oneマーケティングを実現する「サイト・パーソナライザ」を前期より投入し、導入アカウント数は順調に拡大しております。

Webソリューション事業においては、「仲介名人」事業、「Basketgoal.com」事業ともに、順調に推移しており、売上高は133,336千円となりました。また、リアル店舗の販売促進、来店促進を支援するスマートフォンアプリ構築支援サービス「Go!Store」の事業を株式会社アップグレートより譲受け、第2四半期会計期間より本格稼働し売上増加に寄与しております。

(売上原価、売上総利益)

売上原価は、売上高の増加に伴い190,906千円となりました。

以上の結果、売上総利益は、618,078千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益、経常利益)

販売費及び一般管理費は、役員及び従業員の増加に伴う人件費を始めとした一般管理費の増加及び売上増加に伴う販売費の増加に伴い1432,520千円となりました。

営業利益は185,557千円となりました。

経常損益は、受取利息等175千円の営業外収益の計上があった一方で、支払利息及び支払保証料390千円の営業外費用を計上したことによるものであります。

以上の結果、経常利益は、185,341千円となりました。

(四半期純利益)

四半期純利益は、法人税等合計を差し引いた結果、117,298千円となりました。

(4)キャッシュ・フローの状況

第18期事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

当事業年度末の現金及び現金同等物(以下、「資金」という)は、前事業年度に比して146,656千円増加し、286,430千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動の結果得られた資金は前事業年度に比して49,870千円増加し、215,222千円(前期比30.2%増)となりました。この主たる要因は、税引前当期純利益220,874千円、減価償却費21,410千円及びのれん償却費18,654千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資活動の結果支出した資金は39,850千円となりました(前期比74.6%減)。この主たる要因は、無形固定資産の取得による支出38,398千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動の結果支出した資金は28,716千円となりました(前事業年度は11,459千円の収入)。この主たる要因は、ストック・オプションの行使による収入25,850千円があった一方で、長期借入金の返済による支出56,766千円があったことによるものであります。

## (5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりですが、外部要因と内部要因に大別されます。

外部要因としては、自然災害によるサーバ停止、インターネット関連市場の新たな規制や技術革新、競合他社との競争激化、法的規制の変化等により影響を受ける可能性があります。このような環境下において、当社の売上は堅調に推移しております。

内部要因としては、システム障害、コア事業であるeマーケティング事業への依存、特定人物への依存、優秀な人材の確保や育成、情報漏洩による情報セキュリティの管理等の影響を受ける可能性があります。組織体制の整備及び内部管理体制の強化により、これらのリスク要因に対応するよう努めてまいります。

## (6) 経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針については、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおりですが、収益拡大のためには既存事業の拡大及び知名度の向上のための広報活動、グローバル展開への対応、新規事業及び新商品の開発が必要不可欠であると認識しております。そのためには、優秀な人材の確保や組織体制の整備を今まで以上に強化し、これらの課題に対して企業価値の向上を図るべく、当社経営陣は最善の事業戦略を立案するよう努めてまいります。

## (7) 経営戦略の現状と見通し

当社は、「豊かなネット社会を創る」という企業理念のもと、インターネットに「おもてなし」の機能を自動的に提供することで、すべての人にとってWebサイトを「見やすく、わかりやすく、入力しやすく」することを目指し、企業のWebサイトにおけるマーケティング支援を推進してまいりました。すでにメガバンクをはじめとする大手金融機関のWebサイト、人材サービス業界、不動産業界、ポータルサイトなど各界のリーディングカンパニーを中心に累計5,000アカウント以上の顧客に導入いただきました。また、これによりWebマーケティングに関する多種多様なノウハウとデータを蓄積することができたものと認識しております。

さらに、特許技術につきましては、当社のコア技術に関して国内・海外で7つの特許を取得しており、特に重要技術となるスマートフォンの変換技術については、米国、シンガポール、ブルネイにおいて特許を取得しております。また、当社サービスは、Web最適化のための共通タグ(Javascriptタグ)によって複数のサービスが利用できるワンタグサービスの仕組みも用意されており、Webサイトの全体最適をスピーディーに実現し、より効率的、効果的なサイト運営が可能となっております。

今後は、これらのノウハウやデータと特許技術を有効に活用・連携した新サービスの開発・提供を行ってまいります。具体的にはコンバージョンDMPを活用した効果の高い広告配信サービスの提供を行ってまいります。また、官公庁や自治体及び企業内の業務システムなどWebマーケティング分野以外の分野への展開、さらにアプリとWebサイトの連携などスマートフォン関連分野での収益の多様化・拡大などを推進することにより、更なる成長と安定的な収益基盤の確立を図ってまいります。

(注) DMPは、データ・マネジメント・プラットフォームの略で、インターネット上の様々なサーバに蓄積されるビッグデータや自社サイトのログデータなどを一元管理、分析し、最終的に広告配信などを最適化するためのプラットフォームのこと。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

第18期事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

当事業年度中に実施いたしました設備投資の総額は、35,049千円であり、セグメントごとの主な設備投資は以下のとおりであります。設備の新設等の資金は、自己資金により賄っております。

なお、経営成績に重要な影響を及ぼすような設備の除却、売却などはありません。

(1)eマーケティング事業

ソフトウェア開発等によるもの 8,314千円

(2)全社共通

ソフトウェア開発等によるもの 20,916千円

第19期第3四半期累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)

当第3四半期累計期間中に実施いたしました設備投資の総額は、24,167千円であり、セグメントごとの主な設備投資は以下のとおりであります。設備の新設等の資金は、自己資金により賄っております。

なお、経営成績に重要な影響を及ぼすような設備の除却、売却などはありません。

(1)eマーケティング事業

ソフトウェア開発等によるもの 7,805千円

サーバ新設によるもの 2,380千円

(2)全社共通

ソフトウェア開発等によるもの 9,504千円

## 2 【主要な設備の状況】

平成25年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	工具、器具及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都港区)	全社共通	本社事務所	14,474	2,397	41,430	58,302	20
	eマーケティング 事業	開発設備及 びソフトウ エア		91	16,972	17,064	25
	Webソリューション 事業	開発設備及 びソフトウ エア		374	61	436	6

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 本社の建物は賃借しており、年間賃借料は33,467千円であります。
4. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時従業員数は従業員の総数の100分の10未満であるため記載しておりません。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】(平成26年12月31日現在)

#### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,370,000
計	5,370,000

(注) 平成25年7月19日開催の臨時株主総会決議により、平成25年7月20日付けで株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は5,270,000株増加し、5,370,000株となっております。

##### 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,343,400	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,343,400		

(注) 平成25年7月3日開催の取締役会決議により、平成25年7月20日付けで1株を200株に分割いたしました。これにより株式数は1,336,683株増加し、発行済株式総数は1,343,400株となっております。また、平成25年7月19日開催の臨時株主総会において単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式を100株とする単元株制度を導入いたしました。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 第1回新株予約権（平成18年9月8日 取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年1月31日)
新株予約権の数(個)	410	410
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		265
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	82,000 (注) 1、2	82,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年10月1日 至 平成28年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 250 資本組入額 125 (注) 4	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないこととする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は200株であります。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、合併を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。ただし、かかる調整は当該時点で行使又は消却されていない新株予約権についての付与株式数について行われるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

新株予約権の割当日後、当社が資本の減少、会社分割、合併を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は当該時点で行使又は消却されていない新株予約権について付与株式数についてのみ行われるものとする。

3. 新株予約権発行日後に、当社が株式の分割又は合併を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使による場合を除く。）又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

さらに、上記の他、新株予約権発行後に当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとする。

4. 新株予約権の行使により新たに株式を発行する場合における増加する資本金の額は、払込金額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

5. 当社が合併その他の組織再編行為を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権は消滅し、当該新株予約権の新株予約権者に当該(1)から(5)までに定める株式会社(以下「存続会社等」という。)の新株予約権を交付する。ただし、(2)(3)の場合においてはどの新株予約権についてこれを消滅させ、それに代わる承継会社又は新設会社の新株予約権を交付するかについては、当社と存続会社又は新設会社との間で締結される会社分割契約書又は会社分割の議案の内容に委ねるものとする。

(1)合併(合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

(2)吸収分

割

吸収

分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

(3)新設分割

新設分割により設立する株式会社

(4)株式交

換

株式交

換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5)株式移

転

株式移

転により設立する株式会社

また、上記の場合に交付される新株予約権の条件については下記のとおりとする。

新株予約権の目的たる存続会社等の株式の種

類

存続会社等の普通株式とする。

各新株予約権の目的たる存続会社等の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、付与株式数について合理的な調整がなされた数(以下「承継後付与株式数」という。)とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価

額

組織再編行為の条件等を勘案の

上、払込価額につき合理的な調整がなされた額に、継承後付与株式数を乗じた額とする。

新株予約権の行使可能期間

上記表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

上記表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡につき、存続会社等の取締役会の承認を要するものとする。



## 第2回新株予約権（平成19年8月22日 取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年1月31日)
新株予約権の数(個)	165	165
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		12
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	33,000(注)1、2	33,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年10月1日 至平成28年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 250 資本組入額 125(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないこととする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は200株であります。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。ただし、かかる調整は当該時点で行使又は消却されていない新株予約権についての付与株式数について行われるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

新株予約権の割当日後、当社が資本の減少、会社分割、合併を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は当該時点で行使又は消却されていない新株予約権について付与株式数についてのみ行われるものとする。

3. 新株予約権発行日後に、当社が株式の分割又は合併を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使による場合を除く。）又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

さらに、上記の他、新株予約権発行後に当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

4. 新株予約権の行使により新たに株式を発行する場合における増加する資本金の額は、払込価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

5. 当社が合併その他の組織再編行為を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権は消滅し、当該新株予約権の新株予約権者に当該(1)から(5)までに定める株式会社(以下「存続会社等」という。)の新株予約権を交付する。ただし、(2)(3)の場合においてはどの新株予約権についてこれを消滅させ、それに代わる承継会社又は新設会社の新株予約権を交付するかについては、当社と存続会社又は新設会社との間で締結される会社分割契約書又は会社分割の議案の内容に委ねるものとする。

(1)合併(合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

(2)吸収分

割

吸収

分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

(3)新設分割

新設分割により設立する株式会社

(4)株式交

換

株式交

換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5)株式移

転

株式移

転により設立する株式会社

また、上記の場合に交付される新株予約権の条件については下記のとおりとする。

新株予約権の目的たる存続会社等の株式の種

類

存続会社等の普通株式とする。

各新株予約権の目的たる存続会社等の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、付与株式数について合理的な調整がなされた数(以下「承継後付与株式数」という。)とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価

額

組織再編行為の条件等を勘案の

上、払込価額につき合理的な調整がなされた額に、継承後付与株式数を乗じた額とする。

新株予約権の行使可能期間

上記表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

上記表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡につき、存続会社等の取締役会の承認を要するものとする。

## 第3回新株予約権（平成23年3月30日 取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年1月31日)
新株予約権の数(個)	50	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000（注）1、2	10,000（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500（注）3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年4月2日 至 平成33年3月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250（注）4	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けたものが社外協力者の場合は、権利行使時において、当社と協力関係にあることとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は200株であります。

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

3. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額を調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は、株式移転により設立する株式会社(以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の方針にて交付するものとする。ただし、以下の方針に沿う記載のある吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画の承認議案につき当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

- (1)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (2)各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下承継後株式数)という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数を切捨てる。
- (3)新株予約権を行使することができる期間  
上記表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の満了日までとする。
- (4)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
上記4に準じて決定する。
- (5)各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。
- (6)新株予約権の行使の条件  
新株予約権の割当を受けた者が社外協力者の場合は、権利行使時において、当社と協力関係にあることとする。
- (7)新株予約権の取得事由  
当社は、新株予約権が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- 当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。
- (8)譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

## 第4回新株予約権（平成23年4月27日 取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年1月31日)
新株予約権の数(個)	279	272
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		7
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	55,800(注)1、2	54,400(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成25年4月29日 至平成33年3月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は200株であります。

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができ、ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

3. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額を調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

## 5. 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- (3) 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

## 6. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は、株式移転により設立する株式会社(以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の方針にて交付するものとする。ただし、以下の方針に沿う記載のある吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画の承認議案につき当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下承継後株式数)という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数を切捨てる。
- (3) 新株予約権を行使することができる期間  
上記表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の満了日までとする。
- (4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
上記4に準じて決定する。
- (5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。
- (6) 新株予約権の行使の条件  
新株予約権の割当を受けた者が社外協力者の場合は、権利行使時において、当社との協力関係にあることとする。
- (7) 新株予約権の取得事由  
当社は、新株予約権が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。  
  
当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

## 第5回新株予約権(平成26年4月15日 取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年1月31日)
新株予約権の数(個)		328
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)		32,800(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)		750(注)3
新株予約権の行使期間		自平成28年5月2日 至平成36年3月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)		発行価格 750 資本組入額 375(注)4
新株予約権の行使の条件		(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項		新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		(注)6

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

3. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除く。)は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額を調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

## 5. 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- (3) 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

## 6. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は、株式移転により設立する株式会社(以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の方針にて交付するものとする。ただし、以下の方針に沿う記載のある吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画の承認議案につき当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数を切捨てる。
- (3) 新株予約権を行使することができる期間  
上記表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の満了日までとする。
- (4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
上記4に準じて決定する。
- (5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。
- (6) 新株予約権の行使の条件  
新株予約権の割当を受けた者が社外協力者の場合は、権利行使時において、当社との協力関係にあることとする。
- (7) 新株予約権の取得事由  
当社は、新株予約権が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。  
  
当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。



## 第6回新株予約権(平成26年5月15日 取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年1月31日)
新株予約権の数(個)		12
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)		1,200(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)		750(注)3
新株予約権の行使期間		自平成28年6月2日 至平成36年3月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)		発行価格 750 資本組入額 375(注)4
新株予約権の行使の条件		(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項		新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		(注)6

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

3. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除く。)は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額を調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

## 5. 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- (3) 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

## 6. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は、株式移転により設立する株式会社(以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の方針にて交付するものとする。ただし、以下の方針に沿う記載のある吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画の承認議案につき当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数を切捨てる。
- (3) 新株予約権を行使することができる期間  
上記表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の満了日までとする。
- (4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
上記4に準じて決定する。
- (5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。
- (6) 新株予約権の行使の条件  
新株予約権の割当を受けた者が社外協力者の場合は、権利行使時において、当社との協力関係にあることとする。
- (7) 新株予約権の取得事由  
当社は、新株予約権が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。  
  
当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

## 第7回新株予約権（平成26年9月29日 取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年1月31日)
新株予約権の数(個)		106
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)		10,600(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)		750(注)3
新株予約権の行使期間		自平成28年10月1日 至平成36年9月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)		発行価格 750 資本組入額 375(注)4
新株予約権の行使の条件		(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項		新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		(注)6

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

3. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額を調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

## 5. 新株予約権行使の条件

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

6. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は、株式移転により設立する株式会社(以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の方針にて交付するものとする。ただし、以下の方針に沿う記載のある吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画の承認議案につき当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

## (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

## (2) 各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数を切捨てる。

## (3) 新株予約権を行使することができる期間

上記表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の満了日までとする。

## (4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

上記4に準じて決定する。

## (5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

## (6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

## (7) 新株予約権の取得事由

当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

## (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

## (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年3月26日 (注)1	517	6,717	20,850	135,850	20,850	115,850
平成25年7月20日 (注)2	1,336,683	1,343,400		135,850		115,850

(注) 1. 新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 株式分割(1:200)による増加であります。

## (5) 【所有者別状況】

平成26年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)		1		6			36	43	
所有株式数 (単元)		200		3,504			9,730	13,434	
所有株式数 の割合(%)		1.49		26.08			72.43	100.00	

## (6) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,343,400	13,434	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式			
発行済株式総数	1,343,400		
総株主の議決権		13,434	

## 【自己株式等】

平成26年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
計					

## (7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。当該制度の内容は、次のとおりであります。

## 第1回新株予約権（平成18年9月1日臨時株主総会及び平成18年9月8日取締役会決議）

決議年月日	平成18年9月8日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名 当社監査役1名 当社従業員11名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 退職による権利の喪失等により、本書提出日現在における付与対象者の人数は、5名となっております。(自己新株予約権を除く。)

## 第2回新株予約権（平成18年9月1日臨時株主総会及び平成19年8月22日取締役会決議）

決議年月日	平成19年8月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名 当社従業員15名 外部協力者3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 退職による権利の喪失等により、本書提出日現在における付与対象者の人数は、10名となっております。(自己新株予約権を除く。)

## 第3回新株予約権（平成23年3月30日定時株主総会及び平成23年3月30日取締役会決議）

決議年月日	平成23年3月30日
付与対象者の区分及び人数	外部協力者1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## 第4回新株予約権（平成23年3月30日定時株主総会及び平成23年4月27日取締役会決議）

決議年月日	平成23年4月27日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員31名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）退職による権利の喪失等により、本書提出日現在における付与対象者の人数は、26名となっております。（自己新株予約権を除く。）



## 第5回新株予約権（平成26年3月26日定時株主総会及び平成26年4月15日取締役会決議）

決議年月日	平成26年4月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社監査役1名 当社従業員41名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）退職による権利の喪失等により、本書提出日現在における付与対象者の人数は、40名となっております。

## 第6回新株予約権（平成26年3月26日定時株主総会及び平成26年5月15日取締役会決議）

決議年月日	平成26年5月15日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## 第7回新株予約権(平成26年9月29日臨時株主総会及び平成26年9月29日取締役会決議)

決議年月日	平成26年9月29日
付与対象者の区分及び人数	外部協力者4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号による普通株式の取得

## (1) 【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数（株）	価額の総額（千円）
株主総会（平成25年5月30日）での決議状況 （取得期間平成25年5月30日～平成26年5月29日）	100	12,000
最近事業年度前における取得自己株式		
最近事業年度における取得自己株式 （平成25年5月30日～平成26年5月29日）	100	12,000
残存授權株式の総数及び価額の総額		
最近事業年度の末日現在の未行使割合（％）		
最近期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合（％）		

## (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数（株）	処分価額の総額 （千円）	株式数（株）	処分価額の総額 （千円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	85	10,200	3,000	2,250
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転 を行った取得自己株式				
その他 （ ）				
保有自己株式数	3,000			

（注）平成25年7月3日開催の取締役会決議により、平成25年7月20日付けで1株を200株に分割いたしました。

## 3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、将来の事業拡大と財務体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、財務状態及び経営成績を勘案し、利益還元策を決定していく所存であります。しかしながら、現時点では未だ内部留保が充実しているとは言えず、創業以来配当を行っておりません。

また、当社は現在、成長途上にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業規模拡大のため投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は、「取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として、中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

#### 4 【株価の推移】

当社株式は、非上場でありますので、該当事項はありません。

## 5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役		森 雅弘	昭和38年9月1日生	昭和63年4月 平成8年10月 平成9年11月 平成10年9月 平成15年5月 株式会社リクルート入社 株式会社タスクシステムプロ モーション入社 有限会社フューチャーワークス 入社 株式会社フューチャーワークス (現 株式会社ショーケース・ ティービー) 代表取締役(現 任) 株式会社スマートイメージ 取締役	(注) 2	509,200
取締役	Webソリューション 事業部 事業部 長 兼 イノベーション・ テクノロジー本 部 本部長	永田 豊志	昭和41年1月19日生	昭和63年4月 平成8年1月 平成11年7月 平成15年5月 平成17年11月 平成18年4月 平成26年10月 株式会社リクルート入社 株式会社ワークスコーポレー ション 取締役 株式会社フログエンターテイ メント 代表取締役 株式会社スマートイメージ設立 代表取締役 当社 代表取締役 当社 取締役(現任) 当社 Webソリューション事業部 事業部長 兼 イノベーショ ン・テクノロジー本部本部長 (現任)	(注) 2	412,800
取締役	管理本部 本部長	佐々木 義孝	昭和48年9月6日生	平成8年11月 平成17年3月 平成21年6月 平成24年9月 平成26年2月 平成26年3月 日本輸送機株式会社入社(現 ニチュ三菱フォークリフト株式 会社) 株式会社プロバスト入社 経営 企画室長 株式会社トランザクション入社 長谷川ホールディングス株式会 社 取締役経営企画室長 長谷川ナーシングパートナー株 式会社 取締役 当社入社 管理本部本部長(現 任) 当社 取締役(現任)	(注) 3	5,000
取締役	eマーケティング 事業部 事業部長	高山 慎太郎	昭和52年4月30日生	平成13年4月 平成19年10月 平成24年8月 株式会社フリード入社(現 株 式会社フォーバル・リアルスト レート) 当社入社 eマーケティング事業 部事業部長(現任) 当社 取締役(現任)	(注) 2	5,000
取締役		弓削田 公司	昭和47年3月1日生	平成7年4月 平成11年7月 平成15年4月 平成19年10月 平成24年8月 株式会社アルトロン入社 株式会社ビクターインタラク ティブソフトウェア入社 株式会社マーベラスインタラク ティブ入社 当社入社 事業開発室室長 当社 取締役(現任)	(注) 2	5,000
常勤監査役		小野 和典	昭和28年7月17日生	昭和53年4月 平成7年7月 平成14年7月 平成18年4月 平成19年7月 平成21年2月 平成21年4月 平成23年4月 平成23年5月 平成26年3月 日本電気株式会社入社 同社専任部長 同社統括マネージャ 同社エグゼクティブエキスパー ト ポルトゥウィン株式会社 取 締役副社長 ピットクルー株式会社入社 同社取締役副社長 ポルトゥウィン・ピットク ルーホールディングス株式会社 常勤監査役 ポルトゥウィン株式会社 監 査役 当社 監査役(現任)	(注) 5	5,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役		南方 美千雄	昭和41年11月13日生	平成4年10月 平成8年4月 平成12年1月 平成13年9月 平成15年12月 平成21年1月 平成21年4月 平成24年3月	KPMGセンチュリー監査法人入所 (現 新日本有限責任監査法人) 公認会計士登録 ナスダック・ジャパン株式会社入社 株式会社アイピーオーバンク設立 代表取締役(現任) アイ・エム・エス・ジャパン株式会社 監査役(現任) 清和監査法人入所 同社シニアパートナー 当社 監査役(現任)	(注) 4	2,000
監査役		小島 大	昭和40年8月11日生	昭和63年4月 平成4年3月 平成11年10月 平成12年10月 平成12年12月 平成13年12月 平成17年11月	株式会社フクダ住研入社 東京第一会計株式会社入社 税理士登録 小島大税理士事務所設立 所長(現任) プライムエージェント合名会社 設立 代表社員(現任) チェック・コンサルタント有限 会社 代表取締役(現任) 当社 監査役(現任)	(注) 4	2,000
計							946,000

- (注) 1. 監査役小野和典、南方美千雄及び小島大は、社外監査役であります。
2. 取締役の任期は、平成25年7月19日開催の臨時株主総会終結の時から平成26年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 取締役の任期は、平成26年3月26日開催の定時株主総会終結の時から平成27年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、平成25年7月19日開催の臨時株主総会終結の時から平成28年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役の任期は、平成26年3月26日開催の定時株主総会終結の時から平成29年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

（コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方）

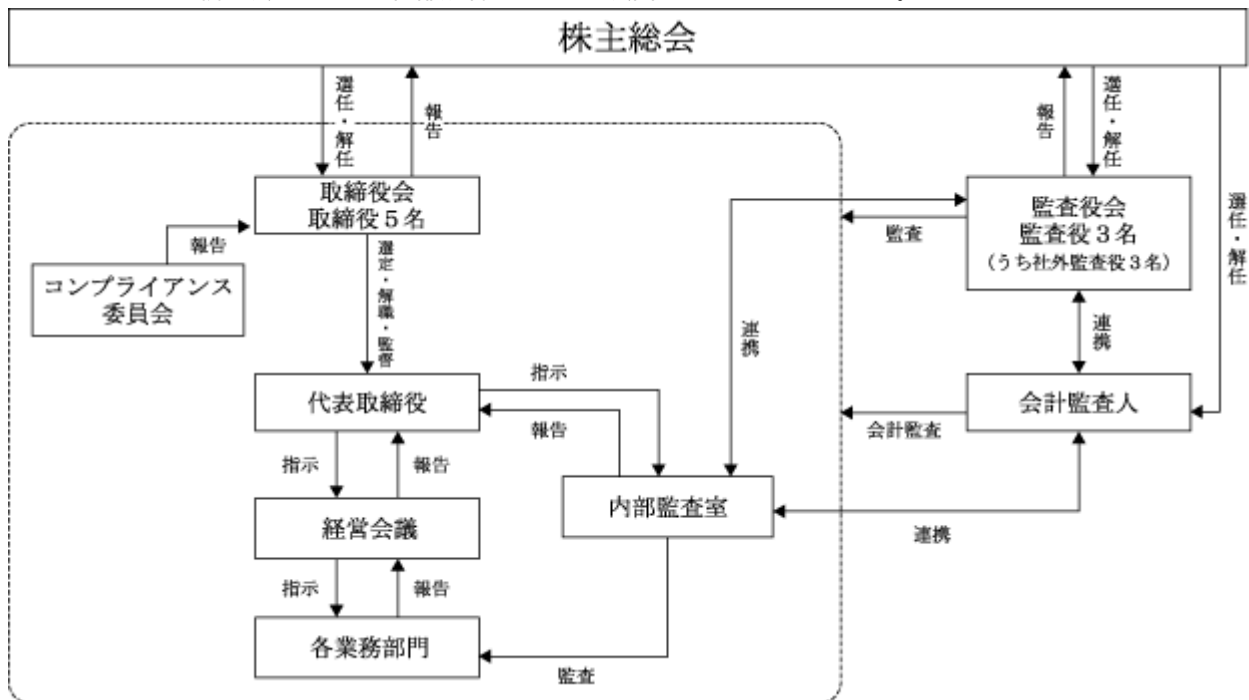
当社は、経営の効率性及び透明性を高めながら、株主をはじめとした多くのステークホルダーの利益を最大化し、企業価値を向上させるために、コーポレート・ガバナンスの確立が重要な経営課題の一つであると考えております。

そのような状況を踏まえ、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応しながら、関係諸法令を遵守し、経営組織体制を整備運用してまいります。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況

#### (a) 会社の機関の基本説明

当社は、取締役会、監査役会を設置するとともに、独立した組織として内部監査室を設置し、会計監査人との連携を強めることで内部統制システムを強固なものとしております。



#### a. 取締役会

取締役会は、取締役 5 名により構成されており、月 1 回の定時取締役会開催に加えて、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。取締役会では定款及び法令で定められた事項の他、経営に関する重要事項についての審議・決定を行っております。取締役会には監査役が毎回出席し、取締役の業務執行状況の監査を行っております。

#### b. 監査役会

監査役会は、監査役 3 名により構成され、全て社外監査役であり、うち 1 名が常勤監査役であります。非常勤監査役は、公認会計士及び税理士であり、それぞれ専門的見地から経営監視を行っております。監査役は、原則として、毎月 1 回の監査役会を開催し、また、取締役会及び社内の重要会議に出席し、当社の経営に対する監視並びに取締役の職務執行についての監査を行っております。

## c. 経営会議

経営会議は、取締役、常勤監査役で構成しており、毎月2回開催し、当社の経営に関する重要事項の審議を行うとともに、当社の事業遂行状況に関する報告を行い、経営情報の共有と業務執行における効率化を図ることを目的としております。

## d. 内部監査室

当社の内部監査は、代表取締役直轄の内部監査室が担当しており、専任者を1名配属しております。内部監査室は、業務の有効性及び効率性を担保することを目的として、年間の内部監査計画に基づき、内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告するとともに、監査対象部門に対して業務改善のための指摘を行い、改善の報告をさせております。また、定期的に監査役会及び会計監査人と会合を開催し、情報交換を行い、監査に必要な情報の共有化を行っております。

## e. コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、当社の代表取締役を委員長とし、取締役、監査役、各部門長に相当する者で構成されております。コンプライアンス委員会では、全社に対して法令・定款違反をはじめとしたコンプライアンス違反を未然に防止するとともに、違反が生じた場合でも速やかに対応をすることで被害を最小限に留めるよう情報の収集、また社員教育の徹底を行っていく方針であります。

## 内部統制システムの整備状況

当社の内部統制システムに関しましては、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するために、取締役会において内部統制システムの基本方針を定めております。

## (a) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、当社が共有すべきルールや考え方を表した「企業理念」を通じて、当社における企業倫理の確立並びに取締役及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定した「倫理綱領」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図ります。
- (2) 内部監査室は、「企業理念」及び「倫理綱領」の周知徹底のための活動を行い、各部門における法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。
- (3) 取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告します。
- (4) 内部監査室及びコンプライアンス委員会を通じて、当社における法令違反又は「企業理念」もしくは「倫理綱領」の違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めます。
- (5) コンプライアンス委員会は、当社における不正行為の原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて内部監査室は、再発防止策の展開等の活動を推進します。

## (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理します。
- (2) 情報セキュリティに関しては、重要性を認識するとともに、情報セキュリティに関する規程、マニュアル等を整備し、必要な社内教育を実施します。



## (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、適切なリスク管理を行うため、「リスク管理規程」を策定し、当該規程によりリスク管理に関する方針及び体制を定めます。
- (2) 各部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施します。
- (3) 内部監査室は、各部門が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整及び指示を行います。
- (4) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、内部監査室において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告します。
- (5) 各部門は、当社の事業に関する重大なリスクを認識したとき又は重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに関係する部門及び内部監査室にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、取締役会及び監査役会に報告します。

## (d) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、当社の中期経営目標並びに年間予算を決定し、その執行状況を監督します。
- (2) 取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、「職務権限規程」、「稟議規程」に基づき、各取締役、従業員の職務権限を定め、さらに必要に応じ職務権限を移譲します。
- (3) 職務の執行により一層の迅速化・効率化を図るため必要と認められる場合は、その内容が定款変更に関わる場合を除き、「取締役会規程」に基づく組織の変更を行うことができることとします。

## (e) 従業員のコンプライアンスを確保するための体制

- (1) 従業員が業務を行うにあたり「倫理綱領」を法令及び定款とともに遵守するための体制を整備し、併せて従業員に対するコンプライアンス教育及び啓発行動を行います。
- (2) 会社組織及び社内各部署における業務の執行状況を適切に把握し、適切な助言及び勧告を行うための内部監査体制を整備します。また、必要に応じた内部監査体制を整備することができることとします。

## (f) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。

## (g) 監査役の職務を補助すべき従業員の独立性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、会社は、監査役の職務を補助するため、当社の従業員の中から選び、専任の従業員として配置することができることとします。
- (2) 前号の監査役の職務を補助する従業員に係る人事異動、人事考課、処罰等の決定については、事前に監査役会の承認を得ることとします。

## (h) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席します。
- (2) 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができることとします。

## (i) 反社会的勢力との関係断絶に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 「反社会的勢力対策規程」において反社会的勢力排除を明記するとともに、当社の取締役及び使用人に対し周知徹底を図ります。
- (2) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

### リスク管理体制の整備状況

当社におけるリスク管理体制に関しては、「リスク管理規程」に基づき、リスクの発生及び、発生する可能性があり、必要と認められる場合においては、リスク対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行えるよう体制を整えております。

### 会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成等は、以下のとおりであります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
  - 公認会計士 業務執行社員 米山 昌良
  - 公認会計士 業務執行社員 小野木 幹久
- ・監査業務に係る補助者の構成
  - 公認会計士 4名
  - その他 3名

### 社外取締役及び社外監査役

当社の社外監査役は3名（うち常勤監査役1名）であり、経営の意思決定機能と、取締役による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し外部からの経営監視機能を強化しております。

コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視機能が重要と考えており、社外監査役3名による監査が実施されることにより、社外からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っていることから社外取締役は選任せず、現状の体制としております。

社外監査役小野和典は、経営全般に関する業務執行の経験、またIT業界における経営者及び監査役としての豊富な経験と知見を有しております。

社外監査役南方美千雄は、公認会計士の資格を有しており、会計的専門家としての見地から、当社の経営戦略及び取締役の職務執行につき、提言・助言を行っております。

社外監査役小島大は、税理士の資格を有しており、会計的専門家としての見地から、当社の経営戦略及び取締役の職務執行につき、提言・助言を行っております。

なお、常勤監査役小野和典は当社株式5,000株と7,000株相当分の当社新株予約権、社外監査役南方美千雄は当社株式2,000株、社外監査役小島大は当社株式2,000株と10,000株相当分の当社新株予約権を保有しております。

それ以外に、社外監査役と当社との間に人的関係、資本的関係、又は取引関係等の特別な利害関係はありません。

当社は、社外役員の独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、各社外役員は当社と資本関係のある会社、大株主、主要な取引先の出身者ではなく、高い独立性を有しているものと考えます。

## 役員報酬等の内容

## (a)役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員 の員数(名)
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	55,514	55,514				5
社外監査役	6,860	6,860				3

## (b)報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

## (c)使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

使用人兼務役員が存在しないため該当事項はありません。

## (d)役員報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員報酬の額については、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び各監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

## 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、当社に対する損害賠償責任について、法令が定める範囲で限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。

## 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款に定めております。

## 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

## 中間配当の決定機関

当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

## 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

## 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法309条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

## (2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
11,000		13,000	

**【その他重要な報酬の内容】**

該当事項はありません。

**【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】**

該当事項はありません。

**【監査報酬の決定方針】**

監査報酬については、監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、当社と監査法人と協議の上決定しております。

## 第5 【経理の状況】

### 1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成24年1月1日から平成24年12月31日まで)及び当事業年度(平成25年1月1日から平成25年12月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成26年1月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等が主催する研修への参加及び財務・会計の専門書の購読により専門的情報を積極的に収集することに努めております。

さらに、今後は公益財団法人財務会計基準機構へ加入することにより、同法人が行う研修等の参加も考えております。

## 1 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	139,773	286,430
受取手形	566	283
売掛金	83,599	99,367
貯蔵品	256	172
前払費用	6,301	8,098
繰延税金資産	1,452	5,162
その他	3,889	181
貸倒引当金	1,300	785
流動資産合計	234,539	398,910
固定資産		
有形固定資産		
建物	18,390	18,390
減価償却累計額	1,985	3,915
建物（純額）	16,404	14,474
工具、器具及び備品	6,932	8,146
減価償却累計額	3,398	5,282
工具、器具及び備品（純額）	3,534	2,863
有形固定資産合計	19,938	17,338
無形固定資産		
のれん	65,693	47,038
ソフトウェア	42,225	58,464
その他	45	45
無形固定資産合計	107,963	105,547
投資その他の資産		
投資有価証券	10,200	10,200
長期前払費用	401	
敷金及び保証金	22,252	20,800
繰延税金資産	25,090	19,640
その他	2,971	3,210
投資その他の資産合計	60,916	53,851
固定資産合計	188,818	176,737
資産合計	423,357	575,648

(単位:千円)

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	16,372	7,866
短期借入金		4,000
1年内返済予定の長期借入金	23,184	13,332
未払金	23,079	23,532
未払費用	8,335	10,406
未払法人税等	35,569	63,778
未払消費税等	4,128	17,954
前受金	3,296	6,240
預り金	6,171	8,603
流動負債合計	120,137	155,713
固定負債		
長期借入金	56,917	10,003
固定負債合計	56,917	10,003
負債合計	177,054	165,716

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	115,000	135,850
資本剰余金		
資本準備金	95,000	115,850
資本剰余金合計	95,000	115,850
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	12,203	151,782
利益剰余金合計	12,203	151,782
自己株式		1,800
株主資本合計	222,203	401,682
新株予約権	24,100	8,250
純資産合計	246,303	409,932
負債純資産合計	423,357	575,648



## 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間  
(平成26年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	284,612
売掛金	96,783
貯蔵品	172
繰延税金資産	2,303
その他	26,856
貸倒引当金	763
流動資産合計	409,966
固定資産	
有形固定資産	
建物(純額)	14,524
工具、器具及び備品(純額)	3,967
有形固定資産合計	18,492
無形固定資産	
のれん	45,367
ソフトウェア	61,985
その他	45
無形固定資産合計	107,398
投資その他の資産	
敷金及び保証金	19,934
繰延税金資産	30,967
その他	13,589
投資その他の資産合計	64,492
固定資産合計	190,382
資産合計	600,349
負債の部	
流動負債	
買掛金	2,508
1年内返済予定の長期借入金	12,225
未払法人税等	32,258
その他	52,277
流動負債合計	99,268
負債合計	99,268
純資産の部	
株主資本	
資本金	135,850
資本剰余金	116,300
利益剰余金	269,080
株主資本合計	521,230
新株予約権	20,150
純資産合計	501,080
負債純資産合計	600,349

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
売上高	718,619	887,806
売上原価	152,930	128,916
売上総利益	565,689	758,890
販売費及び一般管理費	1, 2 431,526	1, 2 539,026
営業利益	134,162	219,863
営業外収益		
受取利息	28	181
助成金収入	500	1,365
その他	45	714
営業外収益合計	573	2,261
営業外費用		
支払利息	1,709	1,089
支払保証料	676	160
その他	52	
営業外費用合計	2,438	1,250
経常利益	132,297	220,874
特別利益		
新株予約権戻入益	1,650	
特別利益合計	1,650	
特別損失		
固定資産除却損	3 581	
特別損失合計	581	
税引前当期純利益	133,366	220,874
法人税、住民税及び事業税	34,312	79,555
法人税等調整額	19,294	1,740
法人税等合計	53,607	81,295
当期純利益	79,758	139,579

## 【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)		当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	14,024	10.5	18,088	18.8
経費		119,755	89.5	78,262	81.2
当期総費用		133,779	100.0	96,350	100.0
当期商品仕入高		55,496		66,279	
期首仕掛品たな卸高		2,430			
合計		191,706		162,630	
他勘定振替高	2	38,776		33,713	
売上原価		152,930		128,916	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
業務委託費	96,858	49,731
支払報酬	1,780	1,743
減価償却費(ソフトウェア)	11,271	10,851

2 他勘定振替高の主な内訳はソフトウェアへの振替であります。

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

## 【四半期損益計算書】

## 【第3四半期累計期間】

(単位:千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年9月30日)
売上高	708,984
売上原価	90,906
売上総利益	618,078
販売費及び一般管理費	432,520
営業利益	185,557
営業外収益	
受取利息	124
貸倒引当金戻入額	21
その他	28
営業外収益合計	175
営業外費用	
支払利息	235
支払保証料	155
営業外費用合計	390
経常利益	185,341
税引前四半期純利益	185,341
法人税、住民税及び事業税	68,593
法人税等調整額	549
法人税等合計	68,043
四半期純利益	117,298

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	115,000	95,000	95,000	67,555	67,555	142,444
当期変動額						
当期純利益				79,758	79,758	79,758
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計				79,758	79,758	79,758
当期末残高	115,000	95,000	95,000	12,203	12,203	222,203

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	25,750	168,194
当期変動額		
当期純利益		79,758
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,650	1,650
当期変動額合計	1,650	78,108
当期末残高	24,100	246,303

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	115,000	95,000	95,000	12,203	12,203		222,203
当期変動額							
新株の発行	20,850	20,850	20,850				41,700
当期純利益				139,579	139,579		139,579
自己株式の取得						12,000	12,000
自己株式の処分						10,200	10,200
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	20,850	20,850	20,850	139,579	139,579	1,800	179,479
当期末残高	135,850	115,850	115,850	151,782	151,782	1,800	401,682

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	24,100	246,303
当期変動額		
新株の発行		41,700
当期純利益		139,579
自己株式の取得		12,000
自己株式の処分		10,200
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	15,850	15,850
当期変動額合計	15,850	163,629
当期末残高	8,250	409,932

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	133,366	220,874
減価償却費	16,848	21,410
のれん償却額	7,885	18,654
貸倒引当金の増減額（は減少）	100	514
受取利息	28	181
支払利息及び支払保証料	2,386	1,250
新株予約権戻入益	1,650	
固定資産除却損	581	
売上債権の増減額（は増加）	9,127	15,484
仕入債務の増減額（は減少）	2,259	8,506
未払金の増減額（は減少）	14,389	453
未払消費税等の増減額（は減少）	2,597	13,825
その他	3,370	16,245
小計	167,783	268,027
利息の受取額	32	181
利息及び保証料の支払額	2,172	1,081
法人税等の支払額	290	51,903
営業活動によるキャッシュ・フロー	165,352	215,222
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	13,820	1,213
無形固定資産の取得による支出	34,515	38,398
事業譲受による支出	2 86,760	
投資有価証券の取得による支出	10,000	
その他	11,952	238
投資活動によるキャッシュ・フロー	157,048	39,850
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の増減額（は減少）		4,000
長期借入金の借入による収入	115,000	
長期借入金の返済による支出	103,541	56,766
ストックオプションの行使による収入		25,850
自己株式の取得による支出		12,000
自己株式の処分による収入		10,200
財務活動によるキャッシュ・フロー	11,459	28,716
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	19,763	146,656
現金及び現金同等物の期首残高	120,010	139,773
現金及び現金同等物の期末残高	1 139,773	1 286,430

## 【注記事項】

## (重要な会計方針)

項目	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)有価証券 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法	(1)有価証券 同左
2 たな卸資産の評価基準及び評価方法	(1)貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）	(1)貯蔵品 同左
3 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 8～27年 工具、器具及び備品 4～8年  (2)無形固定資産 のれん その効果が発現すると見積られる期間（4年間）にわたり均等償却を行っております。 市場販売目的のソフトウェア 見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を当期償却額としております。 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。	(1)有形固定資産 同左  (2)無形固定資産 のれん 同左 市場販売目的のソフトウェア 同左 自社利用のソフトウェア 同左
4 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	貸倒引当金 同左
5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクか負わない短期的な投資であります。	同左
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左



## (会計方針の変更)

前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
<p>(1株当たり当期純利益に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。</p> <p>平成25年7月20日付けで株式分割を行いました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。</p>	<p>(減価償却方法の変更)</p> <p>当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>これによる、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。</p>

## (追加情報)

前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
<p>当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。</p>	

## (損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)																																																		
<p>1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>役員報酬</td><td style="text-align: right;">40,301千円</td></tr> <tr><td>給料手当</td><td style="text-align: right;">143,081千円</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td style="text-align: right;">27,280千円</td></tr> <tr><td>業務委託費</td><td style="text-align: right;">47,084千円</td></tr> <tr><td>支払報酬</td><td style="text-align: right;">22,520千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">4,120千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">75千円</td></tr> </table> <p>おおよその割合</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>販売費</td><td style="text-align: right;">33.3%</td></tr> <tr><td>一般管理費</td><td style="text-align: right;">66.7%</td></tr> </table> <p>2 一般管理費に含まれる研究開発費は以下のとおりであります。なお、以下の金額は研究開発費の総額であります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>研究開発費</td><td style="text-align: right;">6,662千円</td></tr> </table> <p>3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>建 物</td><td style="text-align: right;">311 千円</td></tr> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td style="text-align: right;">9千円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">260千円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">581千円</td></tr> </table>	役員報酬	40,301千円	給料手当	143,081千円	法定福利費	27,280千円	業務委託費	47,084千円	支払報酬	22,520千円	減価償却費	4,120千円	貸倒引当金繰入額	75千円	販売費	33.3%	一般管理費	66.7%	研究開発費	6,662千円	建 物	311 千円	工具、器具及び備品	9千円	ソフトウェア	260千円	計	581千円	<p>1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>役員報酬</td><td style="text-align: right;">62,375千円</td></tr> <tr><td>給料手当</td><td style="text-align: right;">183,186千円</td></tr> <tr><td>賞 与</td><td style="text-align: right;">28,566 千円</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td style="text-align: right;">37,609千円</td></tr> <tr><td>業務委託費</td><td style="text-align: right;">42,482千円</td></tr> <tr><td>支払報酬</td><td style="text-align: right;">27,852千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">7,747千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">125千円</td></tr> </table> <p>おおよその割合</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>販売費</td><td style="text-align: right;">34.8%</td></tr> <tr><td>一般管理費</td><td style="text-align: right;">65.2%</td></tr> </table> <p>2 一般管理費に含まれる研究開発費は以下のとおりであります。なお、以下の金額は研究開発費の総額であります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>研究開発費</td><td style="text-align: right;">4,369千円</td></tr> </table>	役員報酬	62,375千円	給料手当	183,186千円	賞 与	28,566 千円	法定福利費	37,609千円	業務委託費	42,482千円	支払報酬	27,852千円	減価償却費	7,747千円	貸倒引当金繰入額	125千円	販売費	34.8%	一般管理費	65.2%	研究開発費	4,369千円
役員報酬	40,301千円																																																		
給料手当	143,081千円																																																		
法定福利費	27,280千円																																																		
業務委託費	47,084千円																																																		
支払報酬	22,520千円																																																		
減価償却費	4,120千円																																																		
貸倒引当金繰入額	75千円																																																		
販売費	33.3%																																																		
一般管理費	66.7%																																																		
研究開発費	6,662千円																																																		
建 物	311 千円																																																		
工具、器具及び備品	9千円																																																		
ソフトウェア	260千円																																																		
計	581千円																																																		
役員報酬	62,375千円																																																		
給料手当	183,186千円																																																		
賞 与	28,566 千円																																																		
法定福利費	37,609千円																																																		
業務委託費	42,482千円																																																		
支払報酬	27,852千円																																																		
減価償却費	7,747千円																																																		
貸倒引当金繰入額	125千円																																																		
販売費	34.8%																																																		
一般管理費	65.2%																																																		
研究開発費	4,369千円																																																		

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,200			6,200

## 2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権					24,100	
合計					24,100	

(注) スtock・オプションとしての新株予約権のため、目的となる株式の種類及び数の記載を省略しております。

## 4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

#### 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,200	1,337,200		1,343,400

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 517株
- (2) 株式分割による増加 1,336,683株

#### 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)		3,085	85	3,000

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

- (1) 株主からの買取による増加 100株
- (2) 株式分割による増加 2,985株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

- (1) 自己株式の処分による減少 85株

#### 3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権						8,250
合計						8,250

(注) スtock・オプションとしての新株予約権のため、目的となる株式の種類及び数の記載を省略しております。

#### 4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
現金及び預金	139,773千円	286,430千円
現金及び現金同等物	139,773千円	286,430千円

- 2 事業譲受により増加した資産及び負債の主な内訳

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
固定資産	86,760千円	千円
事業譲受価額	86,760千円	千円
事業譲受による支出	86,760千円	千円

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日)

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

## 1 金融商品の状況に関する事項

## (1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、また資金調達については金融機関からの借入による方針であります。当社は、デリバティブ取引を行っておりません。

## (2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は主にオフィスの賃貸借契約によるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務等に関連する株式及び債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金に係る資金調達であります。営業債務や借入金、未払金、未払法人税等は流動性リスクに晒されております。

## (3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権については管理本部が取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況を各事業部門に随時連絡しております。また、敷金及び保証金については、定期的に残高を確認しております。これにより、各取引先の財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません。（（注2）をご参照ください。）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	139,773	139,773	
(2) 売掛金	83,599	83,599	
(3) 投資有価証券 その他有価証券	10,000	10,609	609
(4) 敷金及び保証金	22,252	22,124	127
資産計	255,625	256,107	481
(1) 買掛金	16,372	16,372	
(2) 未払金	23,079	23,079	
(3) 未払法人税等	35,569	35,569	
(4) 長期借入金 （1年以内返済予定含む）	80,101	79,498	602
負債計	155,122	154,520	602

### （注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### 資 産

##### (1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (3)投資有価証券

市場価格のない債券の時価については、元利金の金額の合計額を当該債券の残存期間及び変動要因等を織り込んだ利率で割り引いた現在価値によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項につきましては、「有価証券関係」の注記をご確認下さい。

##### (4)敷金及び保証金

時価については、将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等適切な指標により割り引いた現在価値によっております。

#### 負 債

##### (1)買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (4)長期借入金（1年以内返済予定を含む）

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

また、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。



(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	平成24年12月31日
非上場株式	200

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	139,642			
売掛金	83,599			
投資有価証券				
其他有価証券のうち満期があるもの			10,000	
敷金及び保証金		22,252		
合計	223,241	22,252	10,000	

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	23,184	23,184	19,855	9,852	4,026	
合計	23,184	23,184	19,855	9,852	4,026	

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

## 1 金融商品の状況に関する事項

### (1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、また資金調達については金融機関からの借入による方針であります。当社は、デリバティブ取引を行っておりません。

### (2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務等に関連する株式及び債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達であります。

借入金や未払法人税等は流動性リスクに晒されております。

### (3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権については管理本部が取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況を各事業部門に随時連絡しております。

市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません。(注2)をご参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	286,430	286,430	
(2) 売掛金	99,367	99,367	
(3) 投資有価証券 その他有価証券	10,000	10,661	661
資産計	395,797	396,459	661
(1) 未払法人税等	63,778	63,778	
(2) 長期借入金 (1年以内返済予定含む)	23,335	23,335	
負債計	87,113	87,113	

## (注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

## (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 投資有価証券

市場価格のない債券の時価については、元利金の金額の合計額を当該債券の残存期間及び変動要因等を織り込んだ利率で割り引いた現在価値によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項につきましては、「有価証券関係」の注記をご確認下さい。

負 債

## (1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 長期借入金(1年以内返済予定を含む)

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	平成25年12月31日
非上場株式	200

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	286,317			
売掛金	99,367			
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの			10,000	
合計	385,684		10,000	

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	13,332	10,003				
合計	13,332	10,003				

(有価証券関係)

前事業年度(平成24年12月31日)

## 1 その他有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの 債券	10,000	10,000	
合計	10,000	10,000	

(注)非上場株式(貸借対照表価額200千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが困難であることから、上記表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 2 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

当事業年度(平成25年12月31日)

## 1 その他有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの 債券	10,000	10,000	
合計	10,000	10,000	

(注)非上場株式(貸借対照表価額 200千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが困難であることから、上記表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 2 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

当社は退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

当社は退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

## 1 費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

## 2 権利不行使による失効等により利益として計上した金額

新株予約権戻入益 1,650千円

## 3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度（平成24年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## (1) スtock・オプションの内容

名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	平成18年9月8日	平成19年8月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名 当社監査役1名 当社従業員11名	当社取締役2名 当社従業員15名 外部協力者3名
株式の種類及び付与数	普通株式685株	普通株式515株
付与日	平成18年9月15日	平成19年8月23日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	同左
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	自 平成20年10月1日 至 平成28年8月31日	自 平成20年10月1日 至 平成28年8月31日

名称	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	平成23年3月30日	平成23年4月27日
付与対象者の区分及び人数	外部協力者1名	当社従業員31名
株式の種類及び付与数	普通株式50株	普通株式300株
付与日	平成23年4月1日	平成23年4月28日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けたものが社外協力者の場合は、権利行使時において、当社と協力関係にあることとする。	新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は、従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	自 平成23年4月2日 至 平成33年3月30日	自 平成25年4月29日 至 平成33年3月30日



## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

## ストック・オプションの数

名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	平成18年9月8日	平成19年8月22日
権利確定前		
前事業年度末(株)		
付与(株)		
失効(株)		
権利確定(株)		
未確定残(株)		
権利確定後		
前事業年度末(株)	670	515
権利確定(株)		
権利行使(株)		
失効(株)	60	33
未行使残(株)	610	482

名称	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	平成23年3月30日	平成23年4月27日
権利確定前		
前事業年度末(株)		300
付与(株)		
失効(株)		21
権利確定(株)		
未確定残(株)		279
権利確定後		
前事業年度末(株)	50	
権利確定(株)		
権利行使(株)		
失効(株)		
未行使残(株)	50	

## 単価情報

名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	平成18年9月8日	平成19年8月22日
権利行使価格(円)	50,000	50,000
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な評価単価(円)		50,000

名称	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	平成23年3月30日	平成23年4月27日
権利行使価格(円)	100,000	100,000
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な評価単価(円)		

- 4 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法  
該当事項はありません。
- 5 スtock・オプションの権利確定数の見積方法  
将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。
- 6 スtock・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
- |                           |          |
|---------------------------|----------|
| 当事業年度における本源的価値の合計額        | 24,100千円 |
| 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 千円       |

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1 費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2 権利不行使による失効等により利益として計上した金額

該当事項はありません。

3 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度（平成25年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成25年7月20日に1株を200株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	平成18年9月8日	平成19年8月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名 当社監査役1名 当社従業員11名	当社取締役2名 当社従業員15名 外部協力者3名
株式の種類及び付与数	普通株式137,000株	普通株式103,000株
付与日	平成18年9月15日	平成19年8月23日
権利確定条件	権利確定条件は付されておられません。	同左
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	自 平成20年10月1日 至 平成28年8月31日	自 平成20年10月1日 至 平成28年8月31日

名称	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	平成23年3月30日	平成23年4月27日
付与対象者の区分及び人数	外部協力者1名	当社従業員31名
株式の種類及び付与数	普通株式10,000株	普通株式60,000株
付与日	平成23年4月1日	平成23年4月28日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けたものが社外協力者の場合は、権利行使時において、当社と協力関係にあることとする。	新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は、従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	自 平成23年4月2日 至 平成33年3月30日	自 平成25年4月29日 至 平成33年3月30日

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

## ストック・オプションの数

名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	平成18年9月8日	平成19年8月22日
権利確定前		
前事業年度末(株)		
付与(株)		
失効(株)		
権利確定(株)		
未確定残(株)		
権利確定後		
前事業年度末(株)	122,000	96,400
権利確定(株)		
権利行使(株)	40,000	63,400
失効(株)		
未行使残(株)	82,000	33,000

名称	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	平成23年3月30日	平成23年4月27日
権利確定前		
前事業年度末(株)		55,800
付与(株)		
失効(株)		
権利確定(株)		55,800
未確定残(株)		
権利確定後		
前事業年度末(株)	10,000	
権利確定(株)		55,800
権利行使(株)		
失効(株)		
未行使残(株)	10,000	55,800

## 単価情報

名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	平成18年9月8日	平成19年8月22日
権利行使価格(円)	250	250
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な評価単価(円)		250

名称	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	平成23年3月30日	平成23年4月27日
権利行使価格(円)	500	500
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な評価単価(円)		

- 4 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法  
該当事項はありません。
- 5 スtock・オプションの権利確定数の見積方法  
将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。
- 6 スtock・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額  
当事業年度における本源的価値の合計額 8,250千円  
当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 15,850千円

## (税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
未払事業税	1,452千円	5,162千円
減価償却費	3,747 "	3,857 "
株式報酬費用	8,589 "	2,940 "
資産調整勘定	32,789 "	25,434 "
その他	1,690 "	2,045 "
小計	48,269 "	39,440 "
評価性引当額	21,725 "	14,636 "
繰延税金資産合計	26,543千円	24,803千円

## 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## 3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

前事業年度(平成24年12月31日)

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されております。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異の解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成24年12月31日まで	40.69%
平成25年1月1日から平成27年12月31日まで	38.01%
平成28年1月1日以降	35.64%

この税率変更により、繰延税金資産が1,871千円減少し、法人税等調整額が476千円増加しております。

当事業年度(平成25年12月31日)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課せられないことになりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用される法定実効税率は、平成27年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の38.01%から35.64%となります。

この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

## (企業結合等関係)

前事業年度(自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)

## 1 取得による企業結合

## (1) 被取得企業の名称及び取得した事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ダンゴネット

事業の内容 不動産会社向けWebサイトのコンテンツ管理システムである「仲介名人」事業

## (2) 企業結合を行った主な理由

Webソリューション事業の拡大及び営業基盤の強化を図るとともにeマーケティング事業とのシナジー効果による業務効率の向上を図るためのものであります。

## (3) 企業結合日

平成24年9月1日

## (4) 企業結合の法的形式

事業譲受

## (5) 結合後企業の名称

結合後企業(株式会社ショーケース・ティービー)の名称に変更はありません。

## (6) 取得した議決権比率

現金を対価とする事業譲受であり、株式の取得が行われていないため該当事項はありません。

## 2 財務諸表に含まれる取得した事業の業績の期間

平成24年9月1日から平成24年12月31日

## 3 被取得企業の取得原価

取得の対価86,760千円

## 4 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

## (1) 発生したのれん

64,620千円

## (2) 発生原因

今後の事業展開によって期待できる将来の超過収益力から発生したものであります。

## (3) 償却方法及び償却期間

のれんについては、4年間にわたる均等償却を行っております。

## 5 企業結合日に譲り受けた資産の額

受け入れた資産はありません。ただし、当該事業を行うためのノウハウ等を受け入れる結果、64,620千円のものれんが計上されております。

## 6 企業結合が当事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当事業年度に係る損益計算書に及ぼす影響の概算額

当該企業結合が被取得企業の一部の事業譲受であり、概算額の算出が困難であるため記載しておりません。

当事業年度(自平成25年1月1日 至平成25年12月31日)

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

前事業年度（平成24年12月31日）

当社は、不動産賃貸借契約に基づく賃貸期間終了後の原状回復義務を資産除去債務に関する会計基準の対象としております。

当社は、当事業年度末における資産除去債務について、負債計上に代えて、賃貸借契約に関連する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度（平成25年12月31日）

当社は、不動産賃貸借契約に基づく賃貸期間終了後の原状回復義務を資産除去債務に関する会計基準の対象としております。

当社は、当事業年度末における資産除去債務について、負債計上に代えて、賃貸借契約に関連する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。



(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、事業部門を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「eマーケティング事業」、  
「Webソリューション事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「eマーケティング事業」は、主に自社開発ツールにより、スマートフォンサイトへの対応や変換、集客後のランディングページにおける誘導最適化から、申込など入力フォームの最適化まで、Webサイトのコンバージョンアップを中心とする販売促進サービスの企画・開発・運営を行っております。

「Webソリューション事業」は、不動産Webサイトコンテンツ管理システムである「仲介名人」、バスケットゴール専門オンラインショップである「Basketgoal.com」を運営しており、更に当事業年度より官公庁との災害情報サイトプロジェクトへの自社開発ツールの提供等を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。  
報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

## 3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)	財務諸表 計上額
	eマーケティング事業	Webソリューション事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	548,621	169,997	718,619		718,619
セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	548,621	169,997	718,619		718,619
セグメント利益又は損失 ( )	370,767	11,122	359,644	225,482	134,162
セグメント資産	87,444	85,557	173,001	250,355	423,357
その他の項目					
減価償却費	11,282	366	11,649	5,198	16,848
のれん償却費		7,885	7,885		7,885
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	15,330	65,818	81,148	31,806	112,955

(注) 1. セグメント利益は損益計算書の営業利益と調整を行っており、調整額は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント資産の調整額は、全社資産であり、報告セグメントに帰属しない資産であります。

3. 減価償却の調整額は、全社資産に係る償却費であります。

4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、全社資産の増加額であります。

当事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

## 1 報告セグメントの概要

### (1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、事業部門を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「eマーケティング事業」、「Webソリューション事業」の2つを報告セグメントとしております。

### (2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「eマーケティング事業」は、主に自社開発ツールにより、スマートフォンサイトへの対応や変換、集客後のランディングページにおける誘導最適化から、申込など入力フォームの最適化まで、Webサイトのコンバージョンアップを中心とする販売促進サービスの企画・開発・運営を行っております。

「Webソリューション事業」は、不動産Webサイトコンテンツ管理システムである「仲介名人」、バスケットゴール専門オンラインショップである「Basketgoal.com」を運営するとともに、官公庁との災害情報サイトプロジェクトへの自社開発ツールの提供等を行っております。

## 2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

## 3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)	財務諸表 計上額
	eマーケティング 事業	Webソリューション 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	705,588	182,218	887,806		887,806
セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	705,588	182,218	887,806		887,806
セグメント利益	486,210	17,853	504,064	284,200	219,863
セグメント資産	103,834	63,298	167,133	408,515	575,648
その他の項目					
減価償却費	10,876	441	11,318	10,092	21,410
のれん償却費		18,654	18,654		18,654
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	7,752		7,752	27,058	34,810

(注) 1. セグメント利益は損益計算書の営業利益と調整を行っており、調整額は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント資産の調整額は、全社資産であり、報告セグメントに帰属しない資産であります。

3. 減価償却の調整額は、全社資産に係る償却費であります。

4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、全社資産の増加額であります。

## 【関連情報】

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

## 1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 2 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

## 1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 2 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	eマーケティング事業	Webソリューション事業	計		
当期末残高		65,693	65,693		65,693

(注) のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	eマーケティング事業	Webソリューション事業	計		
当期末残高		47,038	47,038		47,038

(注) のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)

1 関連会社に関する事項

該当事項はありません。

2 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日)

1 関連会社に関する事項

該当事項はありません。

2 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。



## 【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

## 1 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員 及び 個人 主要 株主	森 雅弘			当社代表 取締役	(被所 有)直 接35.5		被債務保証 (注)2	80,101		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 上記の取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、金融機関からの借入に対して、当社代表取締役森雅弘の債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

## 1 関連当事者との取引

該 当 事 項 は あ り ま せ  
ん。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
1株当たり純資産額	179円20銭	299円67銭
1株当たり当期純利益金額	64円32銭	105円91銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	79,758	139,579
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	79,758	139,579
普通株式の期中平均株式数(株)	1,240,000	1,317,923
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の数1,421個)	新株予約権4種類(新株予約権の数904個)これらの詳細は、「第4提出会社の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

3. 当社は、平成25年7月20日付で普通株式1株に対し普通株式200株の割合で株式分割を行っており、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり情報の各金額を算定しております。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

該当事項はありません。

## 【注記事項】

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)
減価償却費	19,492千円
のれんの償却額	15,751千円

（株主資本等関係）

当第3四半期累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)

## 1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期損益計算 書計上額 (注2)
	eマーケティング 事業	Webソリューション 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	575,647	133,336	708,984		708,984
セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	575,647	133,336	708,984		708,984
セグメント利益	416,306	3,509	419,816	234,258	185,557

(注) 1 セグメント利益の調整額 234,258千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

## 2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれんに関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

「Webソリューション事業」のセグメントにおいて、株式会社アップグレードとの事業譲受により、のれんが発生しております。

なお、当該事象によるのれんの増加額は、当第3四半期累計期間において14,080千円であります。

(重要な負ののれんの発生益)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	87円41銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	117,298
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	117,298
普通株式の期中平均株式数(株)	1,341,900
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】(平成25年12月31日現在)

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	其他有価証券	(非上場株式) (株)北斗社	2	200
計			2	200

【債券】

銘柄			券面総額(千円)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	其他有価証券	第1回住信SBIネット銀行(株) 無担保社債	10,000	10,000
計			10,000	10,000

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	18,390			18,390	3,915	1,929	14,474
工具、器具及び備品	6,932	1,213		8,146	5,282	1,883	2,863
有形固定資産計	25,323	1,213		26,536	9,197	3,813	17,338
無形固定資産							
のれん	74,620			74,620	27,581	18,654	47,038
ソフトウェア	71,128	33,597		104,726	46,261	17,597	58,464
その他	45			45			45
無形固定資産計	145,793	33,597		179,391	73,843	36,252	105,547
長期前払費用	481		240	240	240	160	

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	サーバー新設による増加	883千円
ソフトウェア	スマートフォン関連の開発による増加	7,752千円
	自社利用ソフトウェアの開発による増加	20,916千円



## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金		4,000	0.90	
1年以内返済予定の長期借入金	23,184	13,332	1.78	
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	56,917	10,003	1.78	平成27年1月 ～ 平成27年8月
合計	80,101	27,335		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
長期借入金	10,003			
合計	10,003			

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,300	785	640	659	785

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

## 【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】(平成25年12月31日現在)

## 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	112
預金	
普通預金	286,317
合計	286,430

## 受取手形

## 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
オンキヨーデジタルソリューションズ(株)	283
合計	283

## 期日別内訳

期日	金額(千円)
平成26年1月満期	283
合計	283

## 売掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)Platform ID	12,120
(株)ミライト	4,410
ピーシーフェーズ(株)	2,992
(株)サイバーエージェント	2,383
(株)インテリジェンス	2,341
凸版印刷(株)	1,327
その他	73,792
合計	99,367

## 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
83,599	932,197	916,429	99,367	90.22	36

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

## 貯蔵品

区分	金額(千円)
パンフレット等	147
その他	25
合計	172

## 買掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)グローバル	4,725
一般社団法人YRP国際連携研究所	2,100
(株)ダンゴネット	483
(株)クアトロガッティ	315
American Express International, Inc	147
その他	94
合計	7,866

## 未払法人税等

区分	金額(千円)
法人税	42,016
住民税	8,178
事業税	13,582
合計	63,778

## (3) 【その他】

## 最近の経営成績及び財政状態の概況

平成27年2月12日開催の取締役会において承認された第19期事業年度(平成26年1月1日から平成26年12月31日まで)の財務諸表は次のとおりであります。

なお、この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。

## 【財務諸表】

## イ 【貸借対照表】

(単位：千円)

当事業年度  
(平成26年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	344,802
売掛金	124,604
貯蔵品	162
前渡金	16,874
前払費用	10,535
繰延税金資産	5,273
その他	2,811
貸倒引当金	1,918
流動資産合計	503,146
固定資産	
有形固定資産	
建物	19,677
減価償却累計額	5,587
建物(純額)	14,089
工具、器具及び備品	10,526
減価償却累計額	7,116
工具、器具及び備品(純額)	3,409
有形固定資産合計	17,499
無形固定資産	
のれん	39,824
ソフトウェア	62,832
その他	45
無形固定資産合計	102,701
投資その他の資産	
投資有価証券	10,200
敷金及び保証金	19,571
繰延税金資産	28,812
その他	3,449
投資その他の資産合計	62,033
固定資産合計	182,234
資産合計	685,381

(単位:千円)

当事業年度  
(平成26年12月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	7,581
1年内返済予定の長期借入金	10,003
未払金	17,164
未払費用	8,156
未払法人税等	62,030
未払消費税等	24,265
前受金	12,633
預り金	5,934
流動負債合計	147,770
負債合計	147,770
純資産の部	
株主資本	
資本金	135,850
資本剰余金	
資本準備金	115,850
その他資本剰余金	450
資本剰余金合計	116,300
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	305,610
利益剰余金合計	305,610
株主資本合計	557,760
新株予約権	20,150
純資産合計	537,610
負債純資産合計	685,381

## □ 【損益計算書】

(単位:千円)

	当事業年度
	(自 平成26年1月1日
	至 平成26年12月31日)
売上高	983,146
売上原価	137,507
売上総利益	845,638
販売費及び一般管理費	1, 2 595,481
営業利益	250,156
営業外収益	
受取利息	196
その他	36
営業外収益合計	233
営業外費用	
支払利息	284
支払保証料	155
その他	48
営業外費用合計	489
経常利益	249,901
税引前当期純利益	249,901
法人税、住民税及び事業税	97,436
法人税等調整額	1,363
法人税等合計	96,072
当期純利益	153,828

## 【売上原価明細書】

		当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	9,819	10.6
経費		82,415	89.4
当期総費用		92,234	100.0
当期商品仕入高		71,527	
合計		163,762	
他勘定振替高	2	26,254	
売上原価		137,507	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	当事業年度(千円)
業務委託費	52,902
減価償却費(ソフトウェア)	11,179

2 他勘定振替高の主な内訳はソフトウェアへの振替であります。

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。



## 八 【株主資本等変動計算書】

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	135,850	115,850		115,850	151,782	151,782	1,800	401,682
当期変動額								
当期純利益					153,828	153,828		153,828
自己株式の処分			450	450			1,800	2,250
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計			450	450	153,828	153,828	1,800	156,078
当期末残高	135,850	115,850	450	116,300	305,610	305,610		557,760

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	8,250	409,932
当期変動額		
当期純利益		153,828
自己株式の処分		2,250
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	28,400	28,400
当期変動額合計	28,400	127,678
当期末残高	20,150	537,610

## 二 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位:千円)

	当事業年度	
	(自 平成26年1月1日	至 平成26年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	249,901	
減価償却費	26,514	
のれん償却額	21,295	
貸倒引当金の増減額( は減少)	1,133	
受取利息	196	
支払利息及び支払保証料	440	
売上債権の増減額( は増加)	24,954	
前渡金の増減額( は増加)	16,874	
仕入債務の増減額( は減少)	284	
未払金の増減額( は減少)	6,367	
未払消費税等の増減額( は減少)	6,310	
その他	1,526	
小計	255,391	
利息の受取額	196	
利息及び保証料の支払額	437	
法人税等の支払額	99,161	
営業活動によるキャッシュ・フロー	155,988	
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	3,666	
無形固定資産の取得による支出	28,006	
事業譲受による支出	2	22,000
その他	462	
投資活動によるキャッシュ・フロー	54,135	
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の増減額( は減少)	4,000	
長期借入金の返済による支出	13,332	
自己株式の処分による収入	2,250	
自己新株予約権の取得による支出	28,400	
財務活動によるキャッシュ・フロー	43,482	
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	58,371	
現金及び現金同等物の期首残高	286,430	
現金及び現金同等物の期末残高	1	344,802

## 【注記事項】

## (重要な会計方針)

項目	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)有価証券 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法
2 たな卸資産の評価基準及び評価方法	(1)貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
3 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 8～27年 工具、器具及び備品 4～8年  (2)無形固定資産 のれん その効果が発現すると見積もられる期間（4年間）にわたり均等償却を行っております。  市場販売目的のソフトウェア 見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を当期償却額としております。  自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
4 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(損益計算書関係)

当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	
1 販売費及び一般管理費の主なもの	
役員報酬	54,796千円
給料手当	236,469千円
賞与	7,233千円
法定福利費	42,298千円
業務委託費	52,214千円
支払報酬	28,636千円
減価償却費	11,013千円
貸倒引当金繰入額	1,162千円
おおよその割合	
販売費	39.7%
一般管理費	60.3%
2 一般管理費に含まれる研究開発費は以下のとおりであります。なお、以下の金額は研究開発費の総額であります。	
研究開発費	629千円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,343,400			1,343,400

## 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,000		3,000	

(変動事由の概要)

減少数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の処分による減少 3,000株

## 3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権						8,250 (28,400)
合計						8,250 (28,400)

(注) 1. スtock・オプションとしての新株予約権のため、目的となる株式の種類及び数の記載を省略しております。

(注) 2. 自己新株予約権については、(外書き)により表示しております。

## 4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
現金及び預金	344,802千円
現金及び現金同等物	344,802千円

- 2 事業譲受により増加した資産及び負債の主な内訳

	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
固定資産	22,000千円
事業譲受価額	22,000千円
事業譲受による支出	22,000千円

(リース取引関係)

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

## 1 金融商品の状況に関する事項

## (1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、また資金調達については金融機関からの借入による方針であります。当社は、デリバティブ取引を行っておりません。

## (2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務等に関連する株式及び債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達であります。

借入金や未払法人税等は流動性リスクに晒されております。

## (3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権については管理本部が取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況を各事業部門に随時連絡しております。

市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません。(注2)をご参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	344,802	344,802	
(2) 売掛金	124,604	124,604	
(3) 投資有価証券 其他有価証券	10,000	10,994	994
資産計	479,407	480,401	994
(1) 未払法人税等	62,030	62,030	
(2) 長期借入金 (1年内返済予定含む)	10,003	10,003	
負債計	72,033	72,033	

## (注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

## (1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (3)投資有価証券

市場価格のない債券の時価については、元利金の金額の合計額を当該債券の残存期間及び変動要因等を織り込んだ利率で割り引いた現在価値によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項につきましては、「有価証券関係」の注記をご確認下さい。

負 債

## (1)未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2)長期借入金(1年内返済予定を含む)

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。



(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	平成26年12月31日
非上場株式	200

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	344,778			
売掛金	124,604			
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの			10,000	
合計	469,383		10,000	

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	10,003					
合計	10,003					

(有価証券関係)

当事業年度(平成26年12月31日)

1 その他有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
債券	10,000	10,000	
合計	10,000	10,000	

(注)非上場株式(貸借対照表価額200千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが困難であることから、上記表の「その他有価証券」には含めておりません。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

当社は退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

## 1 費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

## 2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度（平成26年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## (1) スtock・オプションの内容

名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	平成18年9月8日	平成19年8月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名 当社監査役1名 当社従業員11名	当社取締役2名 当社従業員15名 外部協力者3名
株式の種類及び付与数	普通株式137,000株	普通株式103,000株
付与日	平成18年9月15日	平成19年8月23日
権利確定条件	権利確定条件は付されておられません。	同左
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	自 平成20年10月1日 至 平成28年8月31日	自 平成20年10月1日 至 平成28年8月31日

名称	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	平成23年3月30日	平成23年4月27日
付与対象者の区分及び人数	外部協力者1名	当社従業員31名
株式の種類及び付与数	普通株式10,000株	普通株式60,000株
付与日	平成23年4月1日	平成23年4月28日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けたものが社外協力者の場合は、権利行使時において、当社と協力関係にあることとする。	新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は、従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	自 平成23年4月2日 至 平成33年3月30日	自 平成25年4月29日 至 平成33年3月30日

名称	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	平成26年4月15日	平成26年5月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社監査役1名 当社従業員41名	当社従業員2名
株式の種類及び付与数	普通株式34,800株	普通株式1,200株
付与日	平成26年5月1日	平成26年6月1日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は、従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。	新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は、従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	自 平成28年5月2日 至 平成36年3月26日	自 平成28年6月2日 至 平成36年3月26日

名称	第7回新株予約権
決議年月日	平成26年9月29日
付与対象者の区分及び人数	外部協力者4名
株式の種類及び付与数	普通株式10,600株
付与日	平成26年9月30日
権利確定条件	新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成26年10月1日 至 平成36年9月29日

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

## ストック・オプションの数

名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	平成18年9月8日	平成19年8月22日
権利確定前		
前事業年度末(株)		
付与(株)		
失効(株)		
権利確定(株)		
未確定残(株)		
権利確定後		
前事業年度末(株)	82,000	33,000
権利確定(株)		
権利行使(株)		
失効(株)		
未行使残(株)	82,000	33,000

名称	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	平成23年3月30日	平成23年4月27日
権利確定前		
前事業年度末(株)		
付与(株)		
失効(株)		
権利確定(株)		
未確定残(株)		
権利確定後		
前事業年度末(株)	10,000	55,800
権利確定(株)		
権利行使(株)		
失効(株)		1,400
未行使残(株)	10,000	54,400

名称	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	平成26年4月15日	平成26年5月15日
権利確定前		
前事業年度末(株)		
付与(株)	34,800	1,200
失効(株)	1,400	
権利確定(株)		
未確定残(株)	33,400	1,200
権利確定後		
前事業年度末(株)		
権利確定(株)		
権利行使(株)		
失効(株)		
未行使残(株)		

名称	第7回新株予約権
決議年月日	平成26年9月29日
権利確定前	
前事業年度末(株)	
付与(株)	
失効(株)	
権利確定(株)	
未確定残(株)	
権利確定後	
前事業年度末(株)	
権利確定(株)	10,600
権利行使(株)	
失効(株)	
未行使残(株)	10,600

## 単価情報

名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	平成18年9月8日	平成19年8月22日
権利行使価格(円)	250	250
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な評価単価(円)		250

名称	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	平成23年3月30日	平成23年4月27日
権利行使価格(円)	500	500
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な評価単価(円)		

名称	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	平成26年4月15日	平成26年5月15日
権利行使価格(円)	750	750
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な評価単価(円)		

名称	第7回新株予約権
決議年月日	平成26年9月29日
権利行使価格(円)	750
行使時平均株価(円)	
付与日における公正な評価単価(円)	

## 3 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において、当社株式は非上場であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。

## 4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## 5 スtock・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度における本源的価値の合計額	8,250千円
当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額	千円

## (税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

	当事業年度 (平成26年12月31日)
未払事業税	4,709千円
減価償却費	3,967 "
貸倒引当金	563 "
株式報酬費用	2,940 "
資産調整勘定	24,284 "
その他	2,051 "
小計	38,517 "
評価性引当額	4,431 "
繰延税金資産合計	34,086千円

## 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## 3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課せられないことになりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用される法定実効税率は、平成27年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の38.01%から35.64%となります。

この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。



（企業結合等関係）

当事業年度（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）

1 取得による企業結合

（1）被取得企業の名称及び取得した事業の内容

被取得企業の名称 株式会社アップグレード

事業の内容 Webサイト制作、スマートフォン向けアプリ開発等を行う「Go!Store」事業

（2）企業結合を行った主な理由

Webソリューション事業の拡大及び営業基盤の強化を図るとともにeマーケティング事業とのシナジー効果による業務効率の向上を図るためのものであります。

（3）企業結合日

平成26年3月31日

（4）企業結合の法的形式

事業譲受

（5）結合後企業の名称

結合後企業（株式会社ショーケース・ティービー）の名称に変更はありません。

（6）取得した議決権比率

現金を対価とする事業譲受であり、株式の取得が行われていないため該当事項はありません。

（7）取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として事業を譲受けたためであります。

2 財務諸表に含まれる取得した事業の業績の期間

平成26年4月1日から平成26年12月31日

3 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	20,000千円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	2,000千円
取得原価		22,000千円

4 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

（1）発生したのれん

14,080千円

（2）発生原因

今後の事業展開によって期待できる将来の超過収益力から発生したものであります。

（3）償却方法及び償却期間

のれんについては、4年間にわたる均等償却を行っております。

5 企業結合日に譲り受けた資産の額

受け入れた資産はありません。ただし、当該事業を行うためのノウハウ等を受け入れる結果、14,080千円のがれんが計上されております。

6 企業結合が当事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当事業年度に係る損益計算書に及ぼす影響の概算額

当該企業結合が被取得企業の一部の事業譲受であり、概算額の算出が困難であるため記載しておりません。

## (資産除去債務関係)

当事業年度(平成26年12月31日)

当社は、不動産賃貸借契約に基づく賃貸期間終了後の原状回復義務を資産除去債務に関する会計基準の対象としております。

当社は、当事業年度末における資産除去債務について、負債計上に代えて、賃貸借契約に関連する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

## (賃貸等不動産関係)

当事業年度(自平成26年1月1日至平成26年12月31日)

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、事業部門を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「eマーケティング事業」、  
「Webソリューション事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「eマーケティング事業」は、主に自社開発ツールにより、スマートフォンサイトへの対応や変換、集客後のランディングページにおける誘導最適化から、申込など入力フォームの最適化まで、Webサイトのコンバージョンアップを中心とする販売促進サービスの企画・開発・運営を行っております。

「Webソリューション事業」は、不動産Webサイトコンテンツ管理システムである「仲介名人」、バスケットゴール専門オンラインショップである「Basketgoal.com」、リアル店舗の販売促進、来店促進を支援するスマートフォンアプリ構築支援サービス「Go!Store」を運営するとともに、官公庁との災害情報サイトプロジェクトへの自社開発ツールの提供等を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。  
報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

## 3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)	財務諸表 計上額
	eマーケティング 事業	Webソリューション 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	788,350	194,795	983,146		983,146
セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	788,350	194,795	983,146		983,146
セグメント利益	564,707	2,364	567,072	316,915	250,156
セグメント資産	114,337	71,648	185,985	499,395	685,381
その他の項目					
減価償却費	11,718	248	11,967	14,546	26,514
のれん償却費		21,295	21,295		21,295
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	12,542		12,542	18,500	31,043

(注) 1. セグメント利益は損益計算書の営業利益と調整を行っており、調整額は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント資産の調整額は、全社資産であり、報告セグメントに帰属しない資産であります。

3. 減価償却の調整額は、全社資産に係る償却費であります。

4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、全社資産の増加額であります。

## 【関連情報】

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

## 1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 2 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	eマーケティング事業	Webソリューション事業	計		
当期末残高		39,824	39,824		39,824

(注) のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1 関連会社に関する事項  
該当事項はありません。

2 開示対象特別目的会社に関する事項  
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1 関連当事者との取引  
該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記  
該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
1株当たり純資産額	415円19銭
1株当たり当期純利益金額	114円61銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
1株当たり当期純利益金額	
当期純利益(千円)	153,828
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る当期純利益(千円)	153,828
普通株式の期中平均株式数(株)	1,342,246
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権7種類 (新株予約権の数1,349個)

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区大手町二丁目6番2号 東京証券代行株式会社 本店 東京都千代田区大手町二丁目6番2号 東京証券代行株式会社 無料
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。なお、電子公告は当社のホームページに掲載し、そのアドレスは次のとおりです。 <a href="http://www.showcase-tv.com/">http://www.showcase-tv.com/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利



## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

### 第三部 【特別情報】

#### 第1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

## 第四部 【株式公開情報】

## 第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成24年8月30日	みずほキャピタル第2号投資事業有限責任組合無限責任組合員みずほキャピタル株式会社代表取締役社長 川端 雅一	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	MICイノベーション3号投資事業有限責任組合無限責任組合員モバイル・インターネットキャピタル株式会社代表取締役社長 勝又 幹英	東京都港区赤坂一丁目11番28号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	450	45,000,000 (100,000) (注)5	所有者の事情による
平成24年8月30日	みずほキャピタル第2号投資事業有限責任組合無限責任組合員みずほキャピタル株式会社代表取締役社長 川端 雅一	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	ニッセイ・キャピタル5号投資事業有限責任組合無限責任組合員ニッセイ・キャピタル株式会社代表取締役有馬 英二	東京都千代田区永田町二丁目4番8号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	250	25,000,000 (100,000) (注)5	所有者の事情による
平成25年3月26日				森 雅弘	東京都港区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	317	15,850,000 (50,000) (注)4	新株予約権の権利行使
平成25年3月26日				永田 豊志	東京都杉並区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	200	10,000,000 (50,000) (注)4	新株予約権の権利行使
平成25年6月14日	投資事業有限責任組合ハンズオン1号無限責任組合員Uハンズオンキャピタル株式会社取締役社長 海川 和裕	東京都中央区日本橋本町四丁目8番16号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	森 雅弘	東京都港区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	1	120,000 (120,000) (注)5	経営参画の意識向上のため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成25年6月14日	投資事業有限責任組合ハンズオン1号無限責任組合員Uハンズオンキャピタル株式会社取締役社長海川和裕	東京都中央区日本橋本町四丁目8番16号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	三菱UFJキャピタル3号投資事業有限責任組合員三菱UFJキャピタル株式会社代表取締役社長橋本仁宏	東京都中央区日本橋一丁目7番17号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	250	30,000,000 (120,000) (注)5	所有者の事情による
平成25年6月14日	投資事業有限責任組合ハンズオン1・2号無限責任組合員Uハンズオンキャピタル株式会社取締役社長海川和裕	東京都中央区日本橋本町四丁目8番16号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	森雅弘	東京都港区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	29	3,480,000 (120,000) (注)5	経営参画の意識向上のため
平成25年6月14日	投資事業有限責任組合ハンズオン1・2号無限責任組合員Uハンズオンキャピタル株式会社取締役社長海川和裕	東京都中央区日本橋本町四丁目8番16号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	吳座井克信	東京都港区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	25	3,000,000 (120,000) (注)5	経営参画の意識向上のため
平成25年6月14日	投資事業有限責任組合ハンズオン1・2号無限責任組合員Uハンズオンキャピタル株式会社取締役社長海川和裕	東京都中央区日本橋本町四丁目8番16号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	弓削田公司	東京都町田市	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	25	3,000,000 (120,000) (注)5	経営参画の意識向上のため
平成25年6月14日	投資事業有限責任組合ハンズオン1・2号無限責任組合員Uハンズオンキャピタル株式会社取締役社長海川和裕	東京都中央区日本橋本町四丁目8番16号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	高山慎太郎	東京都港区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	25	3,000,000 (120,000) (注)5	経営参画の意識向上のため
平成25年6月14日	投資事業有限責任組合ハンズオン1・2号無限責任組合員Uハンズオンキャピタル株式会社取締役社長海川和裕	東京都中央区日本橋本町四丁目8番16号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	池谷利正	東京都新宿区	特別利害関係者等(当社監査役、大株主上位10名)	25	3,000,000 (120,000) (注)5	経営参画の意識向上のため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成25年6月14日	投資事業有限責任組合 ハンスオン1・2号 無限責任組合員 Uハンスオン キャピタル株式会社 取締役社長 海川 和裕	東京都中央区日本橋本町四丁目8番16号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	南方美千雄	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社監査役)	10	1,200,000 (120,000) (注)5	経営参画の意識向上のため
平成25年6月14日	投資事業有限責任組合 ハンスオン1・2号 無限責任組合員 Uハンスオン キャピタル株式会社 取締役社長 海川 和裕	東京都中央区日本橋本町四丁目8番16号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	小島 大	埼玉県所沢市	特別利害関係者等(当社監査役)	10	1,200,000 (120,000) (注)5	経営参画の意識向上のため
平成26年5月1日	永田 豊志	東京都杉並区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	株式会社三菱東京UFJ銀行 代表取締役 頭取 平野 信行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	17,000	12,750,000 (750) (注)5	所有者の事情による
平成26年5月1日	永田 豊志	東京都杉並区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	佐々木義孝	東京都港区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	5,000	3,750,000 (750) (注)5	経営参画の意識向上のため
平成26年5月1日	永田 豊志	東京都杉並区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	小野 和典	千葉県市川市	特別利害関係者等(当社監査役、大株主上位10名)	5,000	3,750,000 (750) (注)5	経営参画の意識向上のため

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成24年1月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載するものとするとしてされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとしてされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとしてされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとしてされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとしてされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者.....役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
  - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。
5. 移動価格算定方式は次のとおりです。  
DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
6. 平成25年7月3日開催の取締役会決議により、平成25年7月20日付けで普通株式1株を200株に分割しておりますが、平成25年7月19日以前の移動に係る移動株数及び単価は分割前の内容を、平成25年7月20日以降の移動については分割後の内容を記載しております。

## 第2 【第三者割当等の概況】

## 1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	株式
発行年月日	平成25年6月26日	平成26年5月1日
種類	普通株式	普通株式
発行(処分)数	85株 (自己株式)	3,000株 (自己株式)
発行(処分)価格	120,000円 (注)5	750円 (注)5
資本組入額	(注)6	(注)6
発行(処分)価額の総額	10,200,000円	2,250,000円
資本組入額の総額	(注)6	(注)6
発行方法	第三者割当の方法による自己株式の処分	第三者割当の方法による自己株式の処分
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成26年5月1日	平成26年6月1日	平成26年9月30日
種類	第5回新株予約権の付与 (ストック・オプション)	第6回新株予約権の付与 (ストック・オプション)	第7回新株予約権の付与
発行(処分)数	普通株式 34,800株	普通株式 1,200株	普通株式 10,600株
発行(処分)価格	1株につき750円 (注)5	1株につき750円 (注)5	1株につき750円 (注)5
資本組入額	375円	375円	375円
発行(処分)価額の総額	26,100,000円	900,000円	7,950,000円
資本組入額の総額	13,050,000円	450,000円	3,975,000円
発行方法	平成26年3月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成26年3月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成26年9月29日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)4	(注)4	(注)3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下、「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (2) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされておりす。
- (3) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされておりす。
- (4) 当社が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしておりす。
- (5) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成25年12月31日でありす。
2. 同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っておりす。
3. 同取引所の定める同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた募集新株予約権(以下「割当新株予約権」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っておりす。
4. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っておりす。
5. 株式の処分価格、発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカウントド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しておりす。
6. 保有自己株式の処分につき、資本組入額がありませんので金額の記載を行っておりません。
7. 平成25年7月3日開催の取締役会決議により、平成25年7月20日付けで普通株式1株を200株に分割しておりますが、平成25年7月19日以前の発行に係る発行(処分)数、発行(処分)価格及び資本金組入額は分割前の内容を、平成25年7月20日以降の発行については分割後の内容を記載しておりす。
8. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき750円	1株につき750円	1株につき750円
行使期間	自 平成28年5月2日 至 平成36年3月26日	自 平成28年6月2日 至 平成36年3月26日	自 平成26年10月1日 至 平成36年9月29日
行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。	新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

(注) 新株予約権 について、退職等により従業員1名600株分の権利が喪失しております。



## 2 【取得者の概況】

株式

取得者の氏名 又は名称等	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
澤田 玲奈	東京都港区	会社員	5	600,000 (120,000)	当社の従業員
渡邊 翔	神奈川県川崎市高津区	会社員	5	600,000 (120,000)	当社の従業員
中山 健彦	東京都江東区	会社員	5	600,000 (120,000)	当社の従業員
川口 浩幸	茨城県日立市	会社員	5	600,000 (120,000)	当社の従業員
森 伸太郎	埼玉県所沢市	会社員	5	600,000 (120,000)	当社の従業員
下村 高司	神奈川県横浜市港南区	会社員	5	600,000 (120,000)	当社の従業員
山口 麻実子	神奈川県平塚市	会社員	5	600,000 (120,000)	当社の従業員
倉橋 陽子	東京都品川区	会社員	5	600,000 (120,000)	当社の従業員
倉橋 康友	東京都品川区	会社員	5	600,000 (120,000)	当社の従業員
桑田 賢司	神奈川県川崎市高津区	会社員	5	600,000 (120,000)	当社の従業員
鈴木 浩介	東京都立川市	会社員	4	480,000 (120,000)	当社の従業員
菅間 友佳理	東京都江東区	会社員	4	480,000 (120,000)	当社の従業員
辻 健太郎	埼玉県戸田市	会社員	4	480,000 (120,000)	当社の従業員
遠藤 剛司	埼玉県川口市	会社員	4	480,000 (120,000)	当社の従業員
京野 邦貴	東京都武蔵野市	会社員	4	480,000 (120,000)	当社の従業員
八木 浩敏	神奈川県綾瀬市	会社員	2	240,000 (120,000)	当社の従業員
清水 諒真	千葉県松戸市	会社員	2	240,000 (120,000)	当社の従業員
磯 絵里加	東京都足立区	会社員	2	240,000 (120,000)	当社の従業員
太田 奈津希	神奈川県川崎市高津区	会社員	2	240,000 (120,000)	当社の従業員
大江 直人	東京都豊島区	会社員	1	120,000 (120,000)	当社の従業員
山邊 司	東京都中野区	会社員	1	120,000 (120,000)	当社の従業員
柳瀬 正登	神奈川県川崎市多摩区	会社員	1	120,000 (120,000)	当社の従業員
澤 晃子	東京都台東区	会社員	1	120,000 (120,000)	当社の従業員
白石 玲二	埼玉県草加市	会社員	1	120,000 (120,000)	当社の従業員
高野 梨紗	埼玉県所沢市	会社員	1	120,000 (120,000)	当社の従業員
高野 茂治	埼玉県所沢市	会社員	1	120,000 (120,000)	当社の従業員

(注) 平成25年7月3日開催の取締役会決議により、平成25年7月20日付けで普通株式1株を200株に分割しておりますが、上記株数及び単価は分割前の株数及び単価で記載しております。

## 株式

取得者の氏名 又は名称等	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
株式会社三菱東京UFJ 銀行 代表取締役頭取 平野 信行 資本金 1,711,958百万円	東京都千代田区丸の内 二丁目7番1号	銀行業	3,000	2,250,000 (750)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

## 新株予約権 (ストック・オプション)

取得者の氏名 又は名称等	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
佐々木 義孝	東京都港区	会社役員	7,000	5,250,000 (750)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社取締役)
小野 和典	千葉県市川市	会社役員	7,000	5,250,000 (750)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社監査役)
王 順	埼玉県戸田市	会社員	1,200	900,000 (750)	当社の従業員
清水 幸雄	東京都立川市	会社員	1,200	900,000 (750)	当社の従業員

(注) 1. 上記のほか、新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員は38名であり、その株式の総数は、17,800株であります。

2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

## 新株予約権 (ストック・オプション)

取得者の氏名 又は名称等	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
高野 茂治	埼玉県所沢市	会社員	600	450,000 (750)	当社の従業員
趙 珉雄	千葉県佐倉市	会社員	600	450,000 (750)	当社の従業員

## 新株予約権

取得者の氏名 又は名称等	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
ニッセイ・キャピタル 5号投資事業有限責任 組合 無限責任組合員 ニッセイ・キャピタル 株式会社 代表取締役 有馬 英二 資本金 3,000百万円	東京都千代田区永田町 二丁目4番8号	投資業	3,600	2,700,000 (750)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
SocialEntrepreneur 投 資事業有限責任組合 無限責任組合員PE&HR 株式会社 代表取締役 山本 亮二郎 資本金 78百万円	東京都千代田区麹町一 丁目12番地12	投資業	3,100	2,325,000 (750)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
MICイノベーション3 号投資事業有限責任組 合 無限責任組合員モ バイル・インターネッ トキャピタル株式会 社 代表取締役社長 勝又 幹英 資本金 100百万円	東京都港区赤坂一丁目 11番28号	投資業	2,500	1,875,000 (750)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
三菱UFJキャピタル3 号投資事業有限責任組 合 無限責任組合員三 菱UFJキャピタル株式 会社 代表取締役社長 安藤 啓 資本金 2,950百万円	東京都中央区日本橋一 丁目7番17号	投資業	1,400	1,050,000 (750)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

### 3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

## 第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
森 雅弘(注)1、2	東京都港区	509,200	32.49
永田 豊志(注)2、3	東京都新宿区	412,800	26.34
ニッセイ・キャピタル5号投資 事業有限責任組合(注)2	東京都千代田区永田町二丁目4番8号	123,600 (3,600)	7.89 (0.23)
SocialEntrepreneur 投資事業有 限責任組合(注)2	東京都千代田区麹町一丁目12番地12	103,100 (23,100)	6.58 (1.47)
MICイノベーション3号投資事業 有限責任組合(注)2	東京都港区赤坂一丁目11番28号	92,500 (2,500)	5.90 (0.16)
株式会社ショーケース・ティー ビー	東京都港区赤坂三丁目21番13号	56,800 (56,800)	3.62 (3.62)
三菱UFJキャピタル3号投資事業 有限責任組合(注)2	東京都中央区日本橋一丁目7番17号	51,400 (1,400)	3.28 (0.09)
株式会社三菱東京UFJ銀行 (注)2	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	20,000	1.28
川口 浩幸(注)5	茨城県日立市	14,000 (13,000)	0.89 (0.83)
小野 和典(注)2、4	千葉県市川市	12,000 (7,000)	0.77 (0.45)
佐々木 義孝(注)2、3	東京都港区	12,000 (7,000)	0.77 (0.45)
高山 慎太郎(注)2、3	東京都港区	12,000 (7,000)	0.77 (0.45)
弓削田 公司(注)2、3	東京都町田市	12,000 (7,000)	0.77 (0.45)
小島 大(注)4	埼玉県所沢市	12,000 (10,000)	0.77 (0.64)
呉座井 克信(注)2、5、7	東京都港区	11,000 (6,000)	0.70 (0.38)
株式会社オプト(注)2	東京都千代田区四番町6番	10,000	0.64
山口 麻実子(注)5	神奈川県平塚市	7,000 (6,000)	0.45 (0.38)
澤田 玲奈(注)5	東京都港区	6,600 (5,600)	0.42 (0.36)
倉橋 陽子(注)5	神奈川県茅ヶ崎市	6,400 (5,400)	0.41 (0.34)
木内 一朗(注)6	神奈川県逗子市	6,000 (6,000)	0.38 (0.38)
倉橋 康友(注)5	神奈川県茅ヶ崎市	5,600 (4,600)	0.36 (0.29)
池谷 利正(注)2、7	東京都新宿区	5,000	0.32
飯嶋 裕子(注)5	東京都文京区	5,000 (5,000)	0.32 (0.32)
高城 幸司(注)6	東京都世田谷区	4,000 (4,000)	0.26 (0.26)
田畑 彩子(注)5	東京都中野区	3,600 (3,600)	0.23 (0.23)
鈴木 浩介(注)5	東京都立川市	2,800 (2,000)	0.18 (0.13)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
高野 茂治(注)5	埼玉県所沢市	2,200 (2,000)	0.14 (0.13)
南方 美千雄(注)4	東京都世田谷区	2,000	0.13
八木 浩敏(注)5	神奈川県鎌倉市	2,000 (1,600)	0.13 (0.10)
趙 珉雄(注)5	千葉県佐倉市	2,000 (2,000)	0.13 (0.13)
柘原 俊(注)5	神奈川県横浜市港北区	2,000 (2,000)	0.13 (0.13)
中山 健彦(注)5	東京都墨田区	1,800 (800)	0.11 (0.05)
桑田 賢司(注)5	神奈川県川崎市高津区	1,600 (600)	0.10 (0.04)
森 伸太郎(注)5	神奈川県川崎市宮前区	1,600 (600)	0.10 (0.04)
渡邊 翔(注)5	東京都世田谷区	1,600 (600)	0.10 (0.04)
遠藤 剛司(注)5	埼玉県川口市	1,600 (800)	0.10 (0.05)
大江 直人(注)5	東京都豊島区	1,600 (1,400)	0.10 (0.09)
白石 玲二(注)5	埼玉県草加市	1,600 (1,400)	0.10 (0.09)
高野 梨紗(注)5	埼玉県所沢市	1,600 (1,400)	0.10 (0.09)
山邊 司(注)5	東京都中野区	1,600 (1,400)	0.10 (0.09)
下村 高司(注)5	神奈川県横浜市港南区	1,400 (400)	0.09 (0.03)
黒後 友佳理(注)5	東京都江東区	1,400 (600)	0.09 (0.04)
辻 健太郎(注)5	埼玉県戸田市	1,400 (600)	0.09 (0.04)
太田 奈津希(注)5	神奈川県川崎市高津区	1,400 (1,000)	0.09 (0.06)
佐藤 友昭(注)5	神奈川県横浜市戸塚区	1,400 (1,400)	0.09 (0.09)
竹内 功明(注)5	東京都世田谷区	1,400 (1,400)	0.09 (0.09)
田畑 雅弘(注)5	東京都中野区	1,400 (1,400)	0.09 (0.09)
京野 邦貴(注)5	東京都中野区	1,200 (400)	0.08 (0.03)
王 順(注)5	埼玉県戸田市	1,200 (1,200)	0.08 (0.08)
清水 幸雄(注)5	東京都立川市	1,200 (1,200)	0.08 (0.08)
杉原 道代(注)5	埼玉県蕨市	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
古川 絵里加(注)5	東京都墨田区	800 (400)	0.05 (0.03)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
清水 諒真(注)5	千葉県浦安市	800 (400)	0.05 (0.03)
ヴェスキ・フランク(注)5	東京都葛飾区	800 (800)	0.05 (0.05)
柳瀬 正登(注)5	神奈川県川崎市多摩区	800 (600)	0.05 (0.04)
中西 充(注)5	東京都墨田区	600 (600)	0.04 (0.04)
金 瑜璟(注)5	東京都新宿区	600 (600)	0.04 (0.04)
櫻井 誠(注)5	東京都葛飾区	600 (600)	0.04 (0.04)
株式会社北斗社	東京都文京区大塚三丁目38番10号	400	0.03
設楽 恵美子(注)5	東京都杉並区	400 (400)	0.03 (0.03)
宮下 愛(注)5	東京都品川区	400 (400)	0.03 (0.03)
小谷野 宏海(注)5	千葉県柏市	400 (400)	0.03 (0.03)
高橋 順子(注)5	東京都世田谷区	400 (400)	0.03 (0.03)
松原 有作(注)5	東京都荒川区	400 (400)	0.03 (0.03)
泉田 恵里(注)5	東京都目黒区	400 (400)	0.03 (0.03)
打田 智数(注)5	東京都目黒区	400 (400)	0.03 (0.03)
木村 浩美(注)5	埼玉県狭山市	400 (400)	0.03 (0.03)
濱本 賢夫(注)5	東京都足立区	400 (400)	0.03 (0.03)
鈴木 富明(注)5	千葉県柏市	400 (400)	0.03 (0.03)
飯嶋 涉(注)5	埼玉県上尾市	400 (400)	0.03 (0.03)
澤 晃子(注)8	東京都台東区	200	0.01
内田 有梨香(注)5	東京都板橋区	200 (200)	0.01 (0.01)
佐竹 勇人(注)5	神奈川県横浜市西区	200 (200)	0.01 (0.01)
財部 魁(注)5	東京都練馬区	200 (200)	0.01 (0.01)
北郷 完(注)5	東京都台東区	200 (200)	0.01 (0.01)
松島 一徳(注)5	東京都杉並区	200 (200)	0.01 (0.01)
宮里 莉彩(注)5	神奈川県横浜市港南区	200 (200)	0.01 (0.01)
森 美樹(注)5	東京都目黒区	200 (200)	0.01 (0.01)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
谷内前 拓也(注)5	東京都北区	200 (200)	0.01 (0.01)
山口 未来(注)5	神奈川県相模原市中央区	200 (200)	0.01 (0.01)
計		1,567,400 (224,000)	100.00 (14.29)

- (注) 1.特別利害関係者等(当社の代表取締役)  
2.特別利害関係者等(大株主上位10名)  
3.特別利害関係者等(当社の取締役)  
4.特別利害関係者等(当社の監査役)  
5.当社の従業員  
6.外部協力者  
7.当社の元役員  
8.当社の元従業員  
9.株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。  
10.( )内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。



## 独立監査人の監査報告書

平成27年2月5日

株式会社ショーケース・ティービー  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 米 山 昌 良指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小 野 木 幹 久

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ショーケース・ティービーの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ショーケース・ティービーの平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年2月5日

株式会社ショーケース・ティービー  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 米 山 昌 良指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小 野 木 幹 久

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ショーケース・ティービーの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ショーケース・ティービーの平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月5日

株式会社ショーケース・ティービー

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 米 山 昌 良指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小 野 木 幹 久

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ショーケース・ティービーの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第19期事業年度の第3四半期会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成26年1月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ショーケース・ティービーの平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。